



# 平城京朱雀大路発掘調査報告

1982

奈良国立文化財研究所

## 序

奈良盆地北端に建設された平城京は、古くから盆地を南北に貫通する三本の古道のうち、盆地中央の「下ッ道」を軸としてこれを「朱雀大路」にあて、さらに縦横に大路を配して南北4.8km、東西5.9kmにおよぶ本格的都城を形成していた。

なかでも、朱雀大路は、南端に京の正門として羅城門を開き、北端の宮城正門の朱雀門と羅城門を結ぶ全長約3.8km、幅員90mの大規模なメインストリートであり、京の象徴的な役割を荷っていた。

現在でもなお、水田畦畔等の地割に90m幅の朱雀大路痕跡を良好に残しているが、近年の都市化の進行、特に大宮通を中心とした市街地の拡大は著しく、保存対策を早急に講じる必要が生じている。

当研究所においては、平城宮南面の築地大垣を一部復原し、あわせて宮南面に沿う二条大路の修景整備を本年度に行った。朱雀門の復原についても近い将来に計画しなければならないが、このたび、奈良市によって行われた大宮通北側における朱雀大路の発掘調査は、朱雀大路復原整備計画及び、平城宮全体の保存整備とも関連するもので、ここにその調査結果を報告し、これらの整備事業の早期実現を望む次第である。

昭和58年3月31日

奈良国立文化財研究所長

坪井清足

## 挿 図 目 次

fig. 1	平城京朱雀人路発掘調査位置図	1
fig. 2	発掘区周辺の地形と条坊	2
fig. 3	発掘区周辺航空写真	3
fig. 4	遺構平面図(1/150)	5
fig. 5	発掘区土層断面図(1/80)	5
fig. 6	発掘区全景(東から)	6
fig. 7	東トレント(西から)	6
fig. 8	西トレント(東から)	7
fig. 9	朱雀大路東側溝(北から)	7
fig. 10	朱雀人路東側溝ほか出土土器	9
fig. 11	包含層出土土器(土師器)	11
fig. 12	包含層出土土器(須恵器)	12
fig. 13	包含層出土土器(須恵器)	13
fig. 14	包含層出土須恵器	15
fig. 15	軒瓦折木	17
fig. 16	軒瓦写真	17
fig. 17	朱雀大路・下ツ道発掘調査位置と国土庫標	20
fig. 18	朱雀大路航空写真と条坊	23
fig. 19	羅城門周辺発掘区配図	25
fig. 20	羅城門付近条坊復原図	25
fig. 21	羅城門北西部朱雀大路西側溝・築垣(西から)	26
fig. 22	羅城門西方朱雀大路西側溝(南から)	26
fig. 23	朱雀大路横断面模式図	29
fig. 24	昭和48年調査朱雀大路東側溝(東から)	29
fig. 25	昭和48年調査朱雀大路西側溝(南から)	29
fig. 26	朱雀大路中軸線方位概念図	30
fig. 27	平城宮第130・143次調査遺構図	31
fig. 28	平城宮跡第130次調査(東から)	32
fig. 29	同 上 (北から)	32
fig. 30	平城宮跡第143次調査(北から)	32

## 目 次

I 調査概要	1
II 遺構	4
III 遺物	8
1 壺類	8
2 瓦類	16
IV まとめ	19
付編	23
1 朱雀大路発掘調査報告(抄)	
2 平城京大路関係史料	

## 例 言

- 1 本書は、平城京朱雀大路東側溝推定地で実施した発掘調査報告書である。
- 2 調査地は、奈良市二条大路南3丁目1-1 福丸雄三氏、同193-1 石田 淩氏所有の水田耕作地である。
- 3 調査の目的は、奈良市による朱雀大路復原整備計画に基く朱雀大路確認調査である。
- 4 調査は、奈良市教育委員会が実施し、奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部が平城宮跡第141-25次調査として行なった。
- 5 調査期間は、昭和57年11月8日から同16日までの9日間、調査面積は約140m<sup>2</sup>である。
- 6 本書の作成は、岡田英男平城宮跡発掘調査部長の指導を得て、I・II・IV宮本長二郎、III-1千田剛道、III-2、付編1岩永省三、付編2今泉隆雄が執筆した。編集は主として宮本が担当し、石川千恵子が協力した。
- 7 遺構・遺物の写真は八幡扶桑、個々雄が担当し、池田千賀枝が協力した。
- 8 朱雀大路に関するこれまでの発掘調査の概要と、朱雀大路を中心とした大路関係文献史料についての抄録を付編として採録した。



fig. 1 平城京朱雀大路発掘調査位置図

## I 調 査 概 要

これまでの調査 朱雀大路は、平城京の羅城門と朱雀門を結ぶ京の中心街路であり、遺存地割や発掘調査の蓄積によって朱雀大路の詳細は明らかになりつつある。朱雀大路に関する調査としては、昭和38年度に奈良国立文化財研究所が、平城宮第16次調査として実施した朱雀門の調査がある。昭和44・45・46年度には、奈良市・大和郡山市の依頼により同研究所が実施した羅城門とその周辺の調査で、羅城門の規模を推定する資料を得、また、朱雀大路西側溝もこのときはじめて検出された。

昭和44・45年度に、奈良市は平城京保存調査会を組織して「遺存地割による平城京の復原調査」を行い、水田畦畔や水路などによって平城京の条坊を復原し、朱雀大路の幅員は、延喜式の記載（築地心々28丈）に近い規模をもつことが知られた。

昭和48年度に、奈良市は国庫金を受託して、朱雀大路発掘調査を実施した。この調査は、奈良市による朱雀大路復原整備計画のための基礎資料を得る目的で行われたもので、調査位置は、朱雀大路が五条・六条の条間路と交叉する部分の北側にあたる。先に行なった

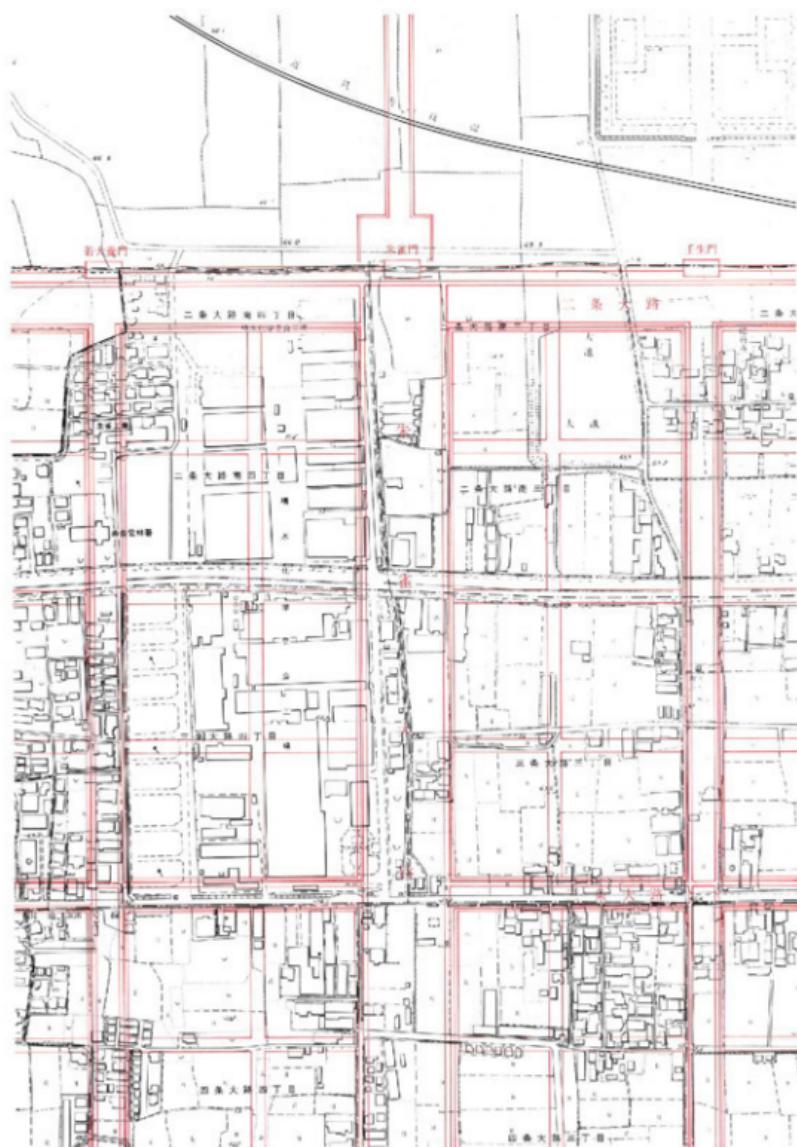


fig. 2 発掘区周辺の地形と条坊



fig. 3 真岡区周辺航空写真 1 : 500 (昭和57年撮影)

「遺存地割による平城京の復原調査」の成果を踏まえて、さらに朱雀大路発掘調査の予備調査として、遺存地割・地名による平城京の復原調査が補足充実された。

このときの発掘調査では、はじめて朱雀大路の東・西側溝を同時に確認し、道路幅員が明らかになり、遺存地割の水田畦畔は築堤の位置をほぼ踏襲していることが推定された。さらに、大路両側溝の内側には朱雀大路の前身の下ノ道の両側溝も確認されている。

昭和56年に、奈良国立文化財研究所は平城宮南面大垣の調査（平城宮跡第130次調査）に付随して、朱雀門東南方の朱雀大路東側溝と二条大路北側溝の交点を調査し、さらに翌57年には、朱雀門西側の対称位置において朱雀大路西側溝と二条大路北側溝の交点の調査（平城宮跡第143次）を行った。

以上の調査によって、朱雀大路の南端（羅城門周辺）と北端（朱雀門脇）および、その中間地点の大路の形状が明らかにされた。

今回の調査は、奈良市としては昭和49年度の調査に続く、朱雀大路復原整備のための第2回目の調査に当り、同大路の保存整備を具体的に立案する資料を得るために実施した。

**調査地区概要** 発掘調査地は、奈良市二条町南3丁目1--1番地 福丸雄三氏所有地と、同193-1番地 石田 潤氏所有地である。同地は南北に細長い水田耕作地二筆が東西に並び、南は現二条通りに接し、東、西には建物が建ち、二条通沿いにあっては、残り少ない水田耕作地の一画となっている。

両水田の中央の畦畔は、朱雀大路の東を区画する遺存地割と推定される位置にあり、西半水田には大路路面と東側溝、東半区には左京三条一坊二坪の敷地西南隅にかかる遺構が予想された。したがって、朱雀門心から南約260mの位置に、東西いっぱいに幅5m、長さ25mの東西トレーンチを設定し、中央畦畔を残して約120m<sup>2</sup>の発掘調査を行った。

発掘調査は、奈良市教育委員会の依頼により、奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部が担当し、調査期間は昭和57年11月8日から同16日までの9日間である。

## II 遺構

発掘区は、水田耕作地で、土層は上から耕作土（約20cm厚）、床土（黄褐色粘質土、5~10cm厚）、遺物包含層（暗灰褐色粘質土層）が堆積し、遺物包含層下に遺構を検出した。

検出した遺構は、朱雀大路路面と同東側溝、左京三条一坊の坊垣築地基底部と、同坊二坪内の大土壠である。また、発掘区の東半部には中世にかかると思われる細い溝状遺構を数条と小土壠を検出したが、東端部の中世溝は奈良時代土壠と重複しているために、遺物を選別後削除した。

**朱雀大路路面** 発掘区西端部に約7m幅の大路東端部路面と東側溝の一部を検出した。溝肩から路面まで約2m程は、緩やかな傾斜をもつ。路面には、暗灰粘土層の地山上に約10cm厚の灰黄粘土を敷き、さらにその上に灰色砂層が約15~20cm厚に堆積している。この砂

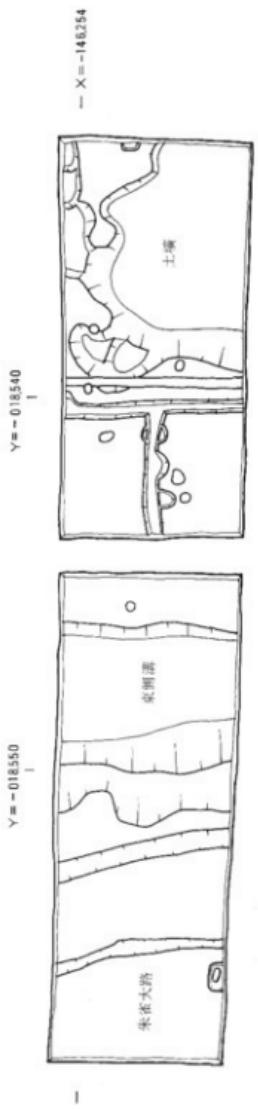


fig. 4 運轉平面圖 (1/150)

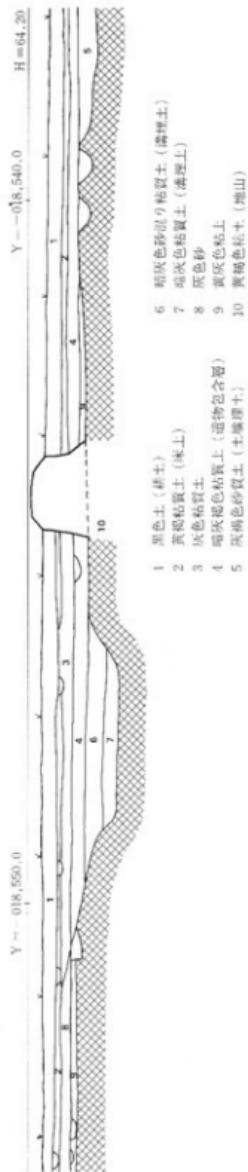


fig. 5 發掘區十層斷面圖

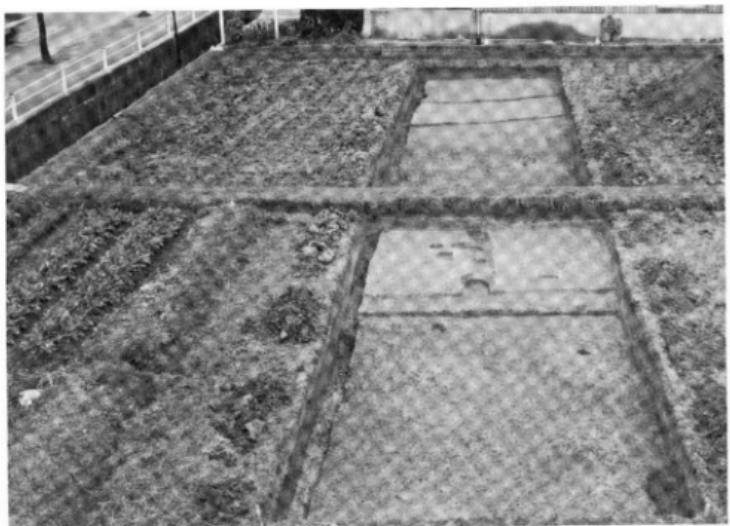


fig. 6 発掘区全景（東から）

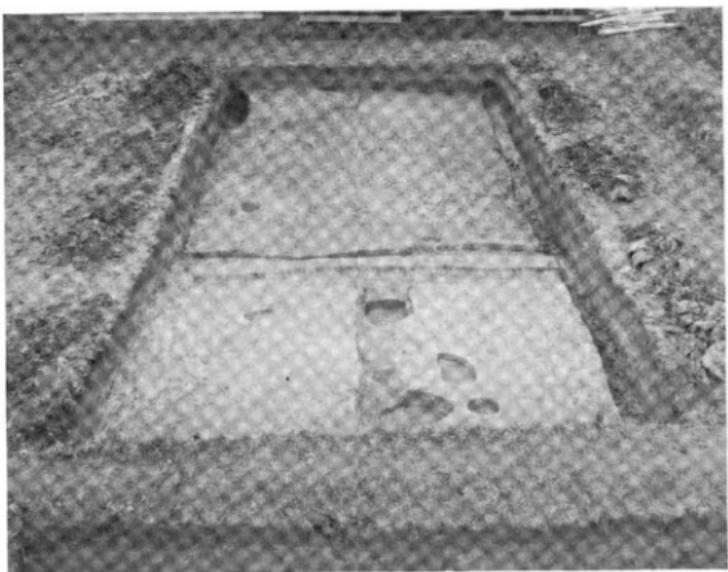


fig. 7 東トレーンチ（西から）

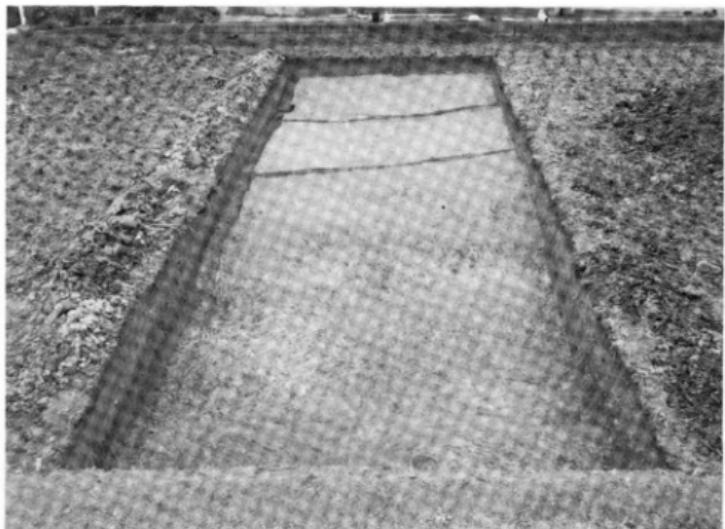


fig. 8 西トレンチ（東から）

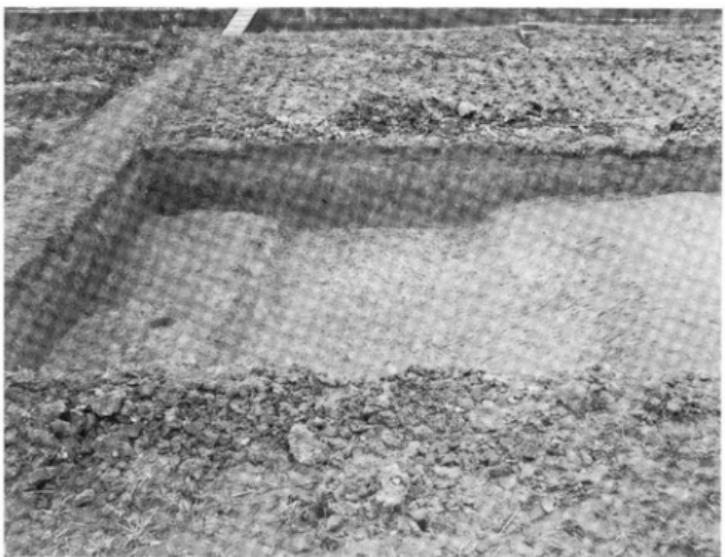


fig. 9 朱雀大路東側溝（北から）

層上には遺物包含層が無く、直接水田床土が重なるが、上層の堆積状況からみて、この砂層は大路路面に敷いていたものと考えられる。

路面上の遺構としては、側溝寄りに約2.5m間隔に2条の平行する斜行溝と、斜行溝の西に近接してトレンチ南壁に掘立柱の掘形と柱抜取穴を検出した。いずれも砂層下の灰黃粘土層上面を切込み、斜行溝内埋土は上層の灰色砂と同じである。斜行溝は溝肩が垂直に切込まれている箇所が多く、車の軸痕跡とも考えられる。

掘立柱の掘形、抜取穴とともに砂の混入はなく、したがって、掘立柱は路面上に砂を敷く前の路上施設の一部かと考えられ、轍跡は砂を敷いた後の痕跡であろう。

**朱雀大路東側溝**　溝幅約3.6m、深さ約0.4mの素掘り溝で、底面は平たく、側壁の勾配も緩やかである。大路路面と側溝東側の築地从底部では高さを異にして、路面の方が約40cm程高い。この高低差は、路面から溝肩にかけての緩かな傾斜で処理している。

溝埋土は上・下2層に分れるが、ともに自然堆積土ではなく、同時に埋立てられた土層と考えられる。遺物も少なく、流れた跡を留めないので、廃絶時に溝の底さらえを行ったのちに埋立てたものと思われる。

**築垣**　朱雀大路東側溝の東岸から水田の中央畦畔を含む6～7mの間は、遺物の出土量が少なく、畦畔の束2m幅には大路路面と同じ黄灰粘土層を地山上に薄く敷いている状況である。黄灰粘土層は畦畔の西側ではなく、畦畔内で途切れている。畦畔内いっぱいに黄灰粘土層が及んでいるとみてもその幅は3.6mであり、大路側溝と坪内土壤間のちょうど中央に位置することから、黄灰粘土層は築垣積土の第一層または、基礎の掘込地業に相当する土層とするのが妥当である。したがって、畦畔はやや内に寄っているが、坊垣築地の遺存したものとすることができる。

**土壙**　発掘区の東端の坊垣築地内部は全面に土壙が拡がっている。土壙の深さは20～30cm程度浅いが、大小様々な大きさのものが重複を繰り返して、発掘区内全面に拡がった状況を示す。土壙内からは土器片が多量に出土して、その時期は奈良時代全般にわたっている。発掘区の位置が左京三条一坊二坪内の西南隅に位置していることを考え合わせると、これらの土壙群は、坪内の厨に近いごみ捨て場とみることができる。

### III 遺 物

#### 1. 土 器

土器は朱雀大路東側溝、土壙、包含層、包含層上面の溝などから出土した。

**朱雀大路東側溝出土土器 (fig.10-2~4・7・8)**　土師器と須恵器がある。

土師器：皿A 1点と杯または皿類と思われる小片1点がある。

須恵器：杯B 2点、杯蓋3点、皿A 1点、壺E 1点、壺K 1点がある。

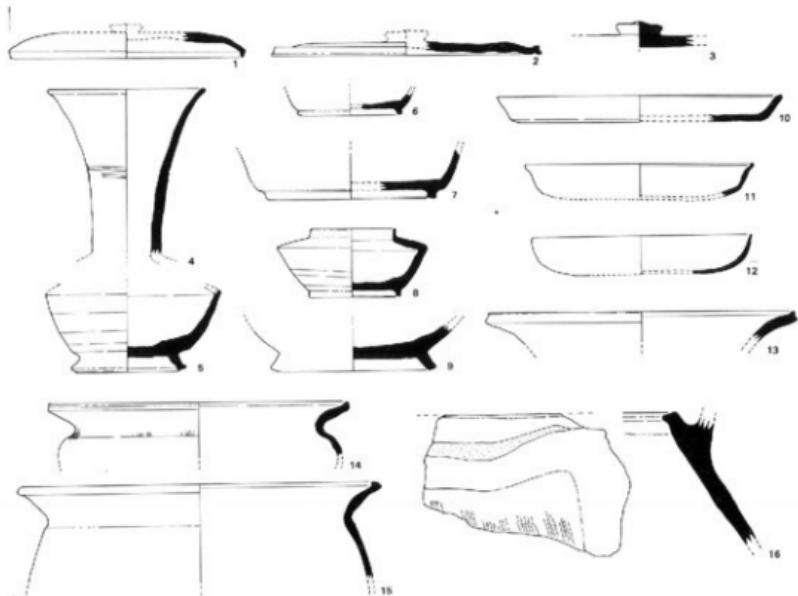


fig.10 朱雀大路東側溝はか出土土器 1 : 4

杯蓋（3）はかなり大型の蓋に復原できよう。つまみの頂部は左まわりのナデ、他の天井部上面はロクロナデ、下面是ナデ調整。灰色を呈し、胎土は緻密で、焼成はやや軟質。

杯蓋（2）は縁端部が強く屈曲し、全体に低平で、頂部の上面から下面縁端部にかけてロクロナデ、下面中央部はナデ調整。青灰色で、黒色微粒子を含み、やや軟質。

壺K（4）はラッパ状に大きく開く頸部のみが残る。5のような体部につくものであろう。頸部中位に沈線をラセン状に1回転半めぐらす。紫灰色で、白色・黒色微粒子を多量に含み、器表はざらつく。焼成は硬い。口径11.4cm、現存長12.0cm。

壺E（8）は、通例みられる壺Eに比して器高が低く、偏平な感じを与える。ほぼ完存する。底部外面はヘラ切りのまま、体部下半をロクロケズリとするていねいな作りである。青灰色で、緻密な胎土。硬質。口径6.1cm、高さ4.8cm。

杯B（7）は青灰色で、胎土に黒色微粒子を多量に含み、硬質である。

東北隅土壙出土土器 (fig.10-10・11・15) 土師器と須恵器がある。

土師器：杯A 1点、皿A 1点、壺4点以上がある。

杯A（11）は底部の大部分を欠く破片で、口縁部は強く屈曲し、端部で内側にかるく巻きこむ。暗文はない。器面が荒れ細部の手法は不明である。赤褐色で、胎土は精良、焼きはもろい。口径16.4cm、深さ約2.6cm。

甕（10）は口径26.0cmの大型の甕である。口縁部はくの字形に外反し、端部は、小さく内側に肥厚する。保存が悪いため、体部下半にナデを認めるほかは手法を観察できない。赤褐色ないし暗褐色を呈し、白色砂粒を多量に混え、軟質である。

須恵器：杯B 3点、杯蓋1点、皿C 2点、平瓶1点、壺E 1点、甕3点以上がある。

皿C（10）は平らな底部に直線的に開く短かい口縁部がつき、端部は内斜面をなす。保存不良で手法は不明。灰白色を呈し、胎土に細砂を含み、焼きはもろい。口径20.4cm、高さ1.8cm。

大土壙出土土器　土師器（甕1点）・須恵器（杯C 1点・甕2点以上）・瓦器がある。いずれも小片で図示することができない。

包含層上面に掘り込んだT字形の溝（溝I）および2条の東西溝（溝II・溝III）から土器が出土している。

包含層上面溝I出土土器 (fig.10-12・14・16)　土師器と須恵器がある。

土師器：杯A 1点、皿A 1点、甕1点、カマド1点がある。

杯A（12）は底部中央を欠く小片である。保存が悪い。橙褐色で、白色微砂を含み、もろい。口径15.8cm、高さ2.8cm。

甕（14）は口縁部から肩部にかけての破片で、口縁端部が上方につまみあげた形をとる。残りが悪く、わずかに頸部に縱方向のハケメを認めるほかは、内外面とも手法は不明。黒褐色で一部赤褐色を呈する。口径21.6cm。

カマド（16）は、前面焚口の向かって右半部の小片である。外面に縱方向のハケメを残し、他はナデで調整。外面は橙褐色、内面は暗褐色で、煤が付着し、使用の跡が歴然としている。胎土には砂粒を多量に含み、焼成は軟質。

須恵器：杯A 1点、平瓶1点、甕3点以上がある。甕（13）は口縁部のみの破片で、口径22.0cmに復原できる。外面は灰褐色、内面は暗灰色で胎土に砂を多量に含み、焼きはきわめて硬い。外面に細かい降灰がみとめられる。

包含層上面溝II出土土器 (fig.10-6・9)　土師器（甕1点）と須恵器（杯A 1点、杯B 1点、杯C 1点、壺または甕1点）がある。図示したのは須恵器杯B（6）と須恵器壺または甕の底部（9）である。

包含層上面溝III出土土器 (fig.10-1・5)　土師器と須恵器がある。土師器には甕2点、須恵器は杯A 1点、杯B 2点、杯蓋2点、甕2点、壺K 1点がある。須恵器杯蓋（1）と壺K底部（5）を図示した。1は直徑17.0cm。

包含層出土土器 (fig.11～fig.14)　包含層からは大量の土器が出土したが、小破片のものが大部分を占め、個体数を示すことができない。土師器と須恵器が出土した。

土師器 (fig.11) : 杯A・杯B・皿A・高杯・碗C・鉢A・蓋・甕・カマドがある。杯A（22）は底部を欠く口縁部の小片である。口縁端部は内側に小さく巻きこむ。外面は全面にヘラケズリ、ヘラミガキを加える。内面はヨコナデで仕上げ、暗文はない。橙褐色で、

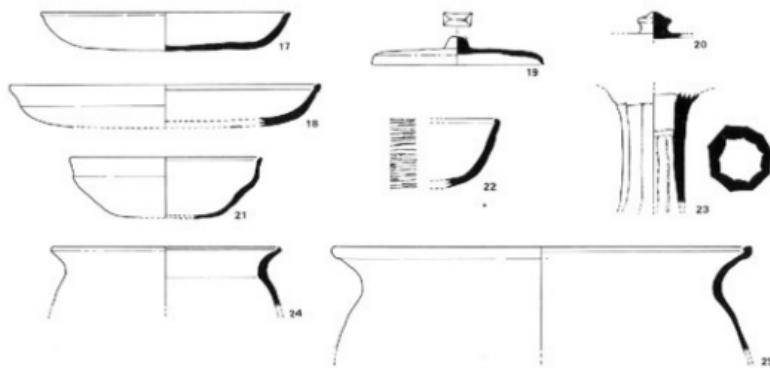


fig.11 包含層出土土器（上部） 1：4

白色微砂を多量に含み、堅緻である。小片のため口径を復原することができない。皿Aは口径の大きなものと小さなものがある。大きなもの18は口径22.2cm、高さ3cm。口縁端部は屈曲し、巻きこむ。内面および口縁部上半はヨコナデ、底部外面は指圧痕が残り、不調整である。暗文はみられない。外面は白褐色、内面は白褐～茶褐色を呈し、胎土は精良で軟質の焼成である。小形のもの17は口径17.8cm、深さ2.8cm。口縁端部は巻きこまず、丸みをもつ。暗文をもたない。内面および口縁部外面はヨコナデ、底部外面は指圧痕を残したままである。椀C（21）は赤褐色を呈し、白色微砂を多量に含む。焼成はもろい。保存が良くないため、手法は不明。口径13.7cm、深さ4.4cm。蓋は一字文字状のつまみをもつ小型のもの19と高い宝珠つまみをもつもの20がある。19は、赤褐色を呈し、胎土に白色微砂を含み、軟質。保存は不良で手法不明。直径12.2cm、高さ2cm。20は橙褐色で、白色砂粒を含み、軟質の焼成。高杯（23）は脚柱部上半のみ残る。外面は縦方向のヘラケズリで9角に面をとり、内面はシボリメガ残る。脚柱部は、棒を芯に用いない成形法によっていることが明らかである。橙褐色で、精良な胎土を用い、焼成は軟質。甌には大型（25）と小型（24）のものがある。25は口径30.2cm、口縁部は頸部からまるみをもって屈曲し、端部で内側へ巻きこむ。明褐色で、胎土に多量の砂粒を含む。残りがわるく、手法不明。24は、口径6.5cmの小形のもの。口縁端は上方に小さくつまみあげる。橙褐色で、白色砂粒を含み、焼成はもろい。保存不良で、手法の観察はできない。

須恵器（fig 12・13）：杯A・杯B・杯C・皿A・皿B・皿C・杯蓋・椀A・甌A・壺A・壺B・壺K・壺M・鉢A・鉢D・高杯・盤A・平瓶などの器種がある。

杯Aは2点図示した。37は、口径12.8cm、深さ4.0cm。底部外面はヘラ切りのちロクロケズリ。ロクロケズリは底部周縁にも及ぶ。灰青色で、白色微粒子を多量に含み、焼成は硬い。38は口径14.5cm、深さ3.6cm、底部外面はヘラ切り痕をそのまま残す。青灰色で、黒色微粒子を含み、硬質。

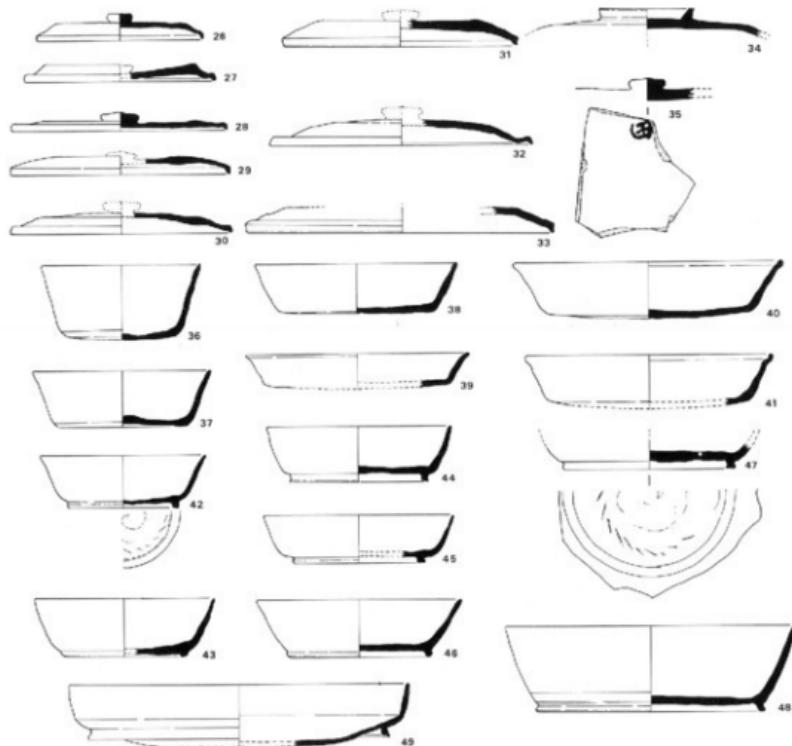


fig.12 包含層出土上器（須恵器）1：4

杯B(42～48)は7点図示し得た。口径からみるととくに大型の48を除いて、12cm前後から14cm前後のものである。43・46は高台が底部外端につき特徴的である。43は胎土に白色微粒子を多量に、黒色微粒子を少量含む。42・47・48には底部下面、高台の内側に瓜状の圧痕がめぐる。42は口径11.9cm、高さ3.8cm、43は12.9cm、深さ4.2cm、44は口径13.2cm、深さ4.0cm、45は口径13.6cm、深さ3.4cm、46は口径14.2cm、深さ4.1cm、47は高台径12.4cm、48は口径20.8cm、深さ6.0cm。なお、47は底部内面を観に転用しており、器面がつるつるに磨滅し、墨が付着している。

杯C(40・41)は、土師器杯Aを模倣した形態である。40は口縁端部の巻きこみが小さい。いずれも底部はヘラ切りのままで仕上げる。40は口径19.4cm、深さ4.0cm、41は口径17.8cm、深さ約3.8cm。

皿A(19)は、口径15.9cm、深さ2.5cmほどに復原できる。

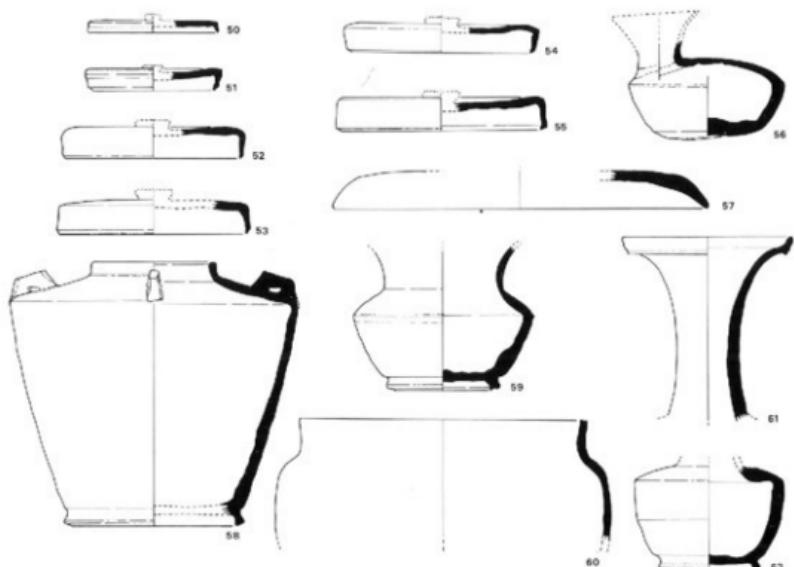


fig.13 包含層出土土器（須恵器） 1：4

皿B（49）は口径24.4cm、深さ4.5cmの大型品。広い底部が丸底ぎみになり、高台のとりつく位置が高い結果をまねいている。底部外面はヘラ切りのちロクロナデ。灰褐色を呈し、白色砂粒を少量含み、やや軟質の焼成。

杯蓋（26～35）は、大半がつまみを欠く小片で全形を復原し得るものは少ない。直径は12.0cmから22.0cmのものまである。大部分は扁平な宝珠つまみのつくものであるが、34の如くあたかも高台を逆転させたかのような環状のつまみを有するものもある。天井部が高いものと低平なものがあり、縁端部も強く屈曲するものと屈曲しないものがあり、変異に富む。頂部の上面はヘラ切り痕をとどめるものが大部分を占め、さらにロクロナデを加える例も少數ある。33はヘラ切りの後にロクロケズリで調整。34にみられる環状つまみをもつものはこの1点のみである。縁端部が欠失しているのは措しまれる。杯Fに組み合う蓋と考えられる。天井中央部にヘラ切り痕をのこし、つまみ部分はロクロナデで調整する。つまみの外方はロクロケズリで仕上げ、内面はきわめて平滑である。全体にていねいな作りである。紫灰色を呈し、黒色微砂を含み、焼成は硬い。杯蓋のうち直径を知り得るもののは26～12.0cm、27～13.7cm、28～14.5cm、29～15.7cm、30～15.9cm、31～16.9cm、32～18.9cm、33～22.0cmである。35の下面には「田」の墨書がある。杯蓋のなかには下面を硯に転用したもの（27・29・31）があり、いずれも器面がつるつるに磨滅し、墨が付着する。

椀A（36）は、口径11.4cmに対して深さ5.4cmと深い器形である。底部外面および底部

周縁をていねいなロクロケズリで平滑に仕上げる。灰色を呈し、胎土に白色・黒色の微粒子を含み、焼成は硬い。

壺（60）は、丸みをもった肩部に広口の短かい口頭部がつくもので、青灰色の地に暗青色の斑が入る。胎土に白色微砂を含み、焼成はやや軟質である。口径20.1cmである。なお、壺の体部破片には、外面が格子目文叩きで、内面の当て具が、同心円文にさらに平行線文のものが重複（平行線文が後）する例があり、土器製作技術上からも注目すべき資料である（fig.14）。これらは赤みがかった褐色をおび、胎土は精良で、焼成はやや軟質。

壺B（58）は肩に稜線のつく体部に短かい頸部をつけ、肩部に板状の耳をつける。ここでは仮に四耳壺として図示したが双耳壺の可能性もある。青灰色を呈し、白色砂粒を少量含み、焼成は硬質。内面は火ヅクレが泡状に浮き出る。高さ18.9cm、口径8.9cm。

壺Cは口頭部（61）と体部（62）があり、それぞれ別個体に属する。61はゆるやかにいろいろがった口頭部が、端部で上下に拡張する。紫灰色で、白色細砂を多量に含み、焼成は硬い。外面に降灰が認められる。内面には漆調が付着しており、この須恵器が漆の容器として用いられていたことが分る。口径12.2cm、現存高13.2cmである。62は肩が丸みをもった稜をなす体部で、これに長い口頭部がつく器形に復原できよう。青灰色で、胎土には石英等の砂粒を多量に含み、器面はざらつく。体部外面上半は粗いロクロナデで調整。現在高7.4cm。なお61の体部は、あるいはフラスコ形のものかもしれない。

壺Q（59）は、肩部が峻角をなす体部に、大きく外反する広口の口頭部を有するもので、外傾する高台を付す。底部外面はヘラ切り痕を残す。青灰～灰褐色を呈し、口頭部内面上半および肩部外面には窓内で灰がかぶり、器面が荒れ、ざらざらしている。胎土に黑色微粒子を含み、焼成は硬い。現存高10.1cm。

50～55は、壺A・壺Eなどの壺類の蓋と考えられるものである。いずれも宝珠状のつまみを有するものであろう。直徑が9cm前後のものと、12cm～14cm前後のものと大きく2つに分かれ。それぞれの直徑は、50-9.4cm、51-8.5cm、52-12.4cm、53-13.4cm、54-12.8cm、55-14.4cm。蓋の上面は多くのものが灰かぶりのため、手法の観察は困難であるが、観察し得るものについてはヘラ切りのままとするものが多く、一部は縁端部との境付近をロクロケズリするものが認められた。青灰色～暗青灰色を呈するものが殆どであり、55は暗紫色である。胎土は精良で、52・54・55には白色微粒子を含む。焼成はいずれも硬質である。57は直徑27cmの大型の蓋である。部厚い天井部は縁端部に至り、薄く丸みをもっておわる。縁端部内外面はロクロナデ、他はナデ仕上。大型の皿Bのようなものの蓋かと考えられるが、決定的ではなく、また蓋ではなく皿である可能性も捨てきれない。

平瓶（56）は、口頭上半を欠くほかは完存する。提梁をもたず、高台もつかない古いタイプの平瓶である。底部外面はヘラ切り不調整である。灰白色ないし暗灰色を呈し、胎土には石英・長石等の砂粒を多量に含む。焼きは硬い。



fig.14 包含層出土須恵器 1:3

小 結 この遺跡における土器の出土状況は、すべて2次的な移動を経たものである。つまり、本来の使用場所を離れたものであり、また出土構造の年代を直接には示さない。このことは、今回出土の土器の性格を考えるにあたって最も留意すべき点である。まず、朱雀大路東側溝出土土器の場合は、溝としての機能を停止させる埋土に含まれていたものであり、この溝の年代を示さない。ここで注目したいのは、むしろ、築地の東側に検出された土壙である。土壙は後に若干の攪乱をうけているとはいえ、検出の状況からみて土器の本来の使用場所に近いことを想わせる。つまり、土壙出土の土器は、左京三条一坊二坪内の土器として扱うべきものである。

ところで、朱雀大路東側溝出土土器はどの場所から移動したものであろうか。これが朱雀大路の西側、すなわち右京三坊から移動したことは殆んど考えられない。やはり、もっとも近い朱雀大路の東側、左京三条一坊二坪からの移動を考えるのが無理のないところであろう。また包含層の土器については、これらの土壙の上部の攪乱によって移動した土器を含むと考えられ、ことさらに遠距離からの移動を考える必要はないと思われる。

したがって、今回出土の土器は、すべて左京三条一坊二坪において使用された上器としてとらえることが許されるであろう。

このようにみた場合、出土土器の年代が8世紀のごく初めから後半までに納まるいっぽう、9世紀以降にくだる土器の皆無であることは、まさしくこの土器が平城京と命運を共にしたことを示す。

出土した土器は土師器と須恵器からなる。いま改めてそれぞれの器種を列挙すると、土師器は杯A・皿A・碗C・高杯・蓋・鉢A・盤・カマドなど、須恵器は杯A・杯B・杯C・杯蓋・皿A・皿B・皿C・碗A・高杯・鉢A・鉢D・平瓶・壺A・壺B・壺E・壺K・壺Q・盤A・甕ほか、となる。用途にしたがえば、食器類、貯蔵用器類、そして煮沸用の土器にわたる8世紀における器種の大半を含むことが知られるであろう。このことはこの地域において長期にわたる生活のあったことを物語るものに他ならない。

器種の構成からは、これまで調査された宅地等の京内遺跡の土器と大きな差違はない。土器の中に転用窓の存在がやや目立つことは、今回の調査の出土土器の特色のひとつであり、また、「田」の墨書きをもつ土器のあることも、この地の性格を考えるうえで手がかりを与えるかもしれない。しかし今のところその意味するところは判然としない。

## 2. 瓦類

瓦は整理箱約50杯分が出上。軒丸瓦5点、軒平瓦5点、施釉熨斗瓦1点のほかは丸・平瓦である。

### 軒丸瓦 (fig15・16-1・2)

6274Aa(1) 6274型式は藤原宮式の線鋸齒文珠文縁複弁8弁蓮華文軒丸瓦。内区全体が盛りあがり外区外縁の線鋸齒文が密にめぐる。A・Bの2種がある。Aの特徴は、弁区の盛りあがりがBより大きく蓮弁・子葉の反転が強い、中房の突出度が大、外区外縁の傾斜面と平坦面との境に凸線をめぐらすことなどである。Aはさらに中房の状況でAa～Acに細分できる。Aaは蓮子の周間に低い円圏をめぐらす。Abは筋の磨耗が進み蓮子外周の円圏が消滅した段階で、弁の外周・開弁・界線などを彫りなぞる、Acはさらに中心の蓮子と一重目の蓮子とを結ぶ凸線を彫り加える。本例はAa。

6275A(2) 6275型式は藤原宮式の線鋸齒文珠文縁複弁8弁蓮華文軒丸瓦。中房が高く突出し、弁区は平板で、外区外縁をめぐる線鋸齒文は粗い。中房の蓮子数・外区の珠文数・線鋸齒文数・弁の形状・外縁の傾斜の違いで、A～E、G～Iの8種に細分できる。Aは蓮子の配置1+4+12、外区の珠文数43、線鋸齒文数32。

以上のほか、凸鋸齒文二重圓線縁複弁8弁蓮華文軒丸瓦6225型式の小片が1点、型式不明の軒丸瓦片が2点ある。

### 軒平瓦 (fig.14・15-3・4・5・6)

6685A(3) 6685型式は小型の珠文縁均整唐草文軒平瓦。逆十字形に簡略化された中心飾の左右に3回反転の唐草を置く。中心飾の基部上端が内区・上外区間の界線に接し、唐草第3単位第1支葉が内区・脇区間の界線に接す。軒丸瓦6313型式と組み合う。A～Dの4種があり、Aは瓦当が最大で、唐草文の各単位が他に比して短かめな点が特徴。大半は段顎で、曲線顎が少量あり、本例は段顎。

6691A(4) 6691型式は珠文縁均整唐草文軒平瓦。三葉状の花頭形中心飾の左右に4回反転の唐草文を置く。唐草文主葉と第1支葉の巻き込みがあまり大きくなりない。深い曲線顎。外区の珠文数・唐草の形状の差からA・Bの2種に細分でき、Aは中心飾の基部上端が小さく2又に分れ、瓦当がBより大きい。

6711A(5) 珠文縁均整唐草文軒平瓦。文様がきわめて変則的。中心飾が不明確で、唐草文も左右不整一だが、均整唐草文を意図して作ったもの。曲線顎。

6721C(6) 6721型式は珠文縁均整唐草文軒平瓦。三葉形の中心飾の左右に5回反転の唐草文を置く。外区に小さな珠文を密に配す。曲線顎。軒丸瓦6282型式と組み合う。A、C、D～Kの9種に細分できるが、いずれも文様構成は近似し、唐草文と珠文の位置関係でようやく識別できる。Cは中心飾の側支葉が上方に開き、脇区に珠文がないのが特徴である。

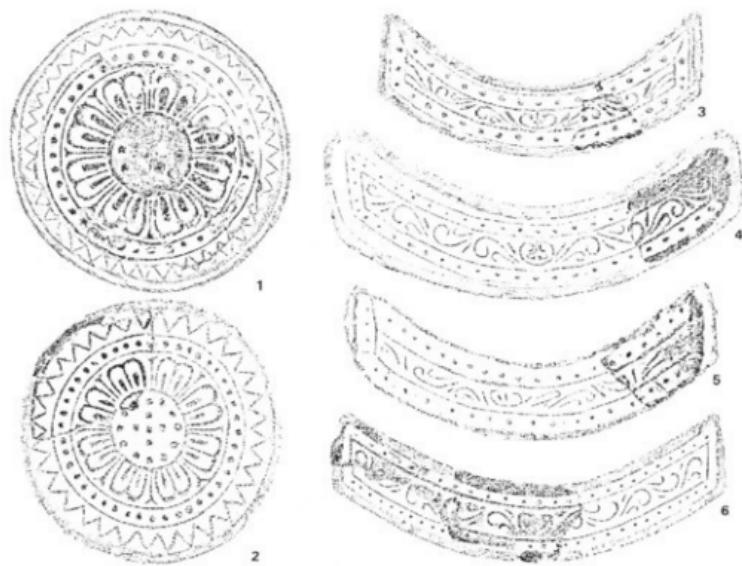


fig.15 軒瓦拓本

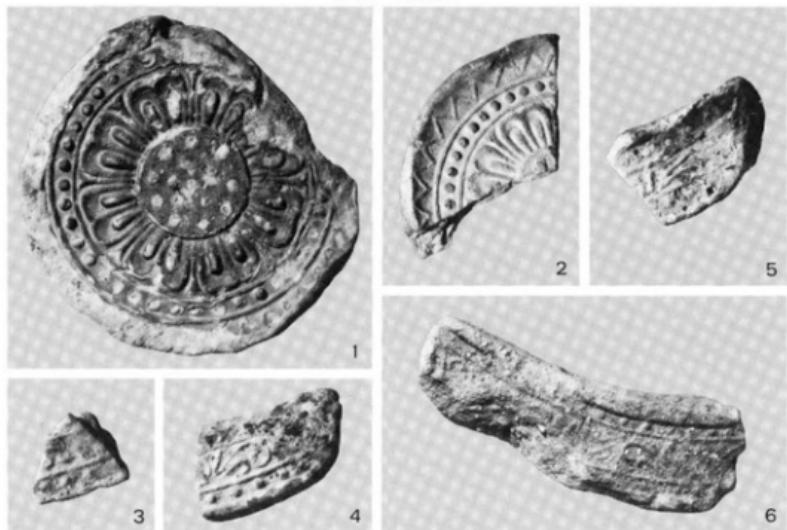


fig.16 軒瓦写真

以上のはか、二重圓線縁均整唐草文軒平瓦6663型式の小片が1点ある。

施釉熨斗瓦 1辺7cmほどの小片、凸面と側縁に透明釉と緑釉を施す。胎土は精良で、焼成は甘い。

丸・平瓦 丸瓦はすべて玉縁式。粘土紐巻きつけ技法で成形し凸面に横方向のカキ目を施すものが少疊ある。他は粘土板巻きつけ技法で成形し凸面をナデるが、一部に縦位の綱印き目が残る。平瓦は一枚作りによるものと桶巻き作りによるものがあり、いずれも凸面に縦位の綱印き目を施す。

小 結 出土軒瓦の内、6685A・6691Aが朱雀大路東側溝の灰褐色粘土層より出土し、他は包含層から出土。6274Aa・6275Aが平城宮軒瓦編年第Ⅰ期（和銅元年～養老5年）、6285Aが第Ⅱ期（養老5年～天平17年）、6225・6663・6691A・6721Cが第Ⅲ期（天平17年～天平勝宝年間）に編年される。6711Aも1970年の羅城門周辺地域調査時の所見から奈時代のものと考えられる。

今回の出土軒瓦は、すべて平城宮との同範型である。6711Aは宮内ではほとんど出土せず、主として平城京で使用された独自の瓦当文様をもつ軒瓦の1種である。ただし、羅城門近くの朱雀大路に面した築地跡周辺から、他の平城宮との同範瓦とともに出土していることからみて、宮による生産品には違いなかろう。京の造営に際し宮所用瓦とは別個に生産、使用されたものと考えられる。

以上の瓦は、造構にともなうものが少疊で、どこで使用された瓦であるかは不明である。調査地は宮に至近距離であるから宮に使用された瓦が含まれる可能性はあるが、京造営用の瓦もあり、朱雀大路に面した築地あるいは左京3条1坊の宅地内で使用された瓦とも考えられる。

(註) 記述にあたっては奈良国立文化財研究所が設定した型式番号を使用する。型式番号は下記の分類要領によって4桁の数字で表示する。第1位の数字6は奈良時代、第2位以下の数字は瓦の種類、A以下アルファベットは細分された型式を示す。a以下のアルファベットは、瓦当筋を彫り直したり、文様を彫り加えた場合、当初のものと区別するために用いる。

『平城宮出土軒瓦型式一覧』(奈文研1978)

## IV まとめ

今回の発掘調査によって、朱雀大路と東側溝および、東築地基底部などの一部を検出した。しかし、朱雀大路の詳細については、これまでの数回の調査資料を加えても、まだ充分とは云えず、今後の調査件数の増加にまたねばならないが、現時点でのデータを整理して、将来の朱雀大路復原計画のための基礎資料としたい。

**大路幅** 六条一坊における大路幅員は路肩幅で約67m、溝心々間73.4～74m。六条一坊の坊垣築地は検出されていない。六条附近での駐群の間隔を測ると約90m・30丈、両側溝との位置関係は畔群心から溝心まで8m余りである。この値は羅城門北辺での朱雀大路西側溝と築垣の間隔と一致するから、畔群は築地の痕跡を示すものとみなすことができる。

いっぽう、朱雀門の南方両脇における両側溝から大路幅を計測すると、路肩幅で70.95m・240尺、溝心々間74m=250尺である。六条一坊での大路幅と比較すると、溝心々間距離は同寸法と認められるが、溝幅が六条一坊では朱雀門南辺の2倍に広がり、その分だけ路肩幅が狭くなっている。

朱雀門南辺の大路幅に、今回の調査で得た坊垣築地と東側溝との関係を当てはめて、築地心々間距離を求めるに、築地・側溝間心々距離が約4.5m=15尺であるから、築地心々間距離は280尺となる。この値は、延喜式京程の寸法と一致するが、延喜式京程の側溝心々間幅239尺、路肩幅234尺は平城京朱雀大路幅より狭い。

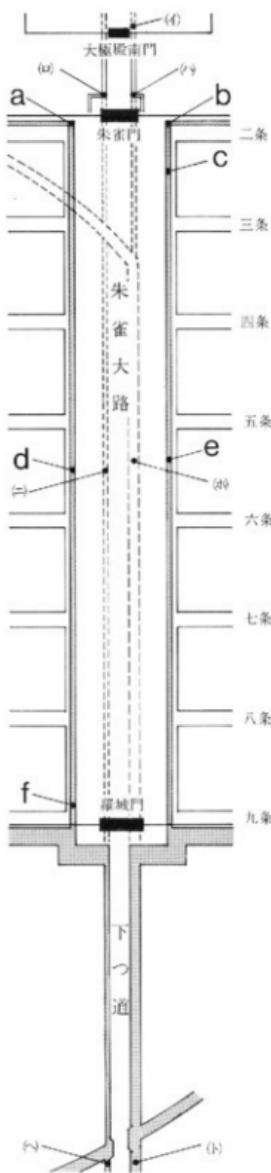
遺存地割をあたってみると、280尺幅の遺存地割は三条一坊のみで、三条大路から南は羅城門まで、ほぼ300尺幅で一定の間隔を保っている。すなわち、宮城に面した一坊分の坊垣だけが、朱雀大路に向して張り出したような格好になり、側溝との関係だけではなく、宮城に近接した特別な性格を意味するものとも考えられる。

**朱雀大路の振れ** これまで、朱雀大路の振れは朱雀門の中心と、六条朱雀大路心の振れ（国土方眼座標系による北偏西 $0^{\circ}15'50''$ ）および六条朱雀大路西側溝と羅城門北辺西側溝の振れ（同 $0^{\circ}14'42''$ ）によって求めてきたが、朱雀門南辺の東・西側溝と今回の東側溝の調査によって更に精度の高いデータを得ることができた。

六条一坊朱雀大路西側溝と朱雀門南辺西側溝間の振れは北偏西 $0^{\circ}15'15''$ 、六条一坊朱雀大路東側溝と朱雀門南辺東側溝間の振れは $0^{\circ}14'42''$ である。この東側溝の振れは、羅城門と六条一坊間の西側溝の振れと一致する。

朱雀門心と、朱雀門南辺の朱雀大路東・西側溝間に中軸線とのずれを測ると、朱雀門心の方が中軸線より80cm程度西に寄っている。

宮城南面に開く門は、朱雀門を中心にして、東に壬生門、西に若犬養門を配し、それぞれ900尺の間隔を置き、二条大路に面して建つ。発掘遺構によって朱雀門からの心々距離を測ると、朱雀門～壬生門間=267.76m、朱雀門～若犬養門間=266.17mで、約1.6mの



	朱雀大路	X	Y
a	西側溝	-146,009.86	-018,622.5
b	東側溝	-146,008.03	-018,545.5
c	東側溝	-146,255.7	-018,547.7
d	西側溝	-147,854.0	-018,614.25
e	東側溝	-147,797.0	-018,540.85
f	西側溝	-149,719.2	-018,606.34
	下つ道	X	Y
(i)	東側溝	-145,434.13	-018,548.04
(o)	西側溝	-145,948.0	-018,598.49
(p)	東側溝	-145,948.0	-018,575.69
(q)	西側溝	-147,870.0	-018,588.40
(s)	東側溝	-147,797.0	-018,565.0
(t)	西側溝	-151,675.0	-018,571.5
(b)	東側溝	-151,675.0	-018,547.2
	朱雀門	X	Y
	-145,994.5	-018,586.3	
	若大義門	X	Y
	-145,994.9	-018,852.5	
	壬生門	X	Y
	-145,994.1	-018,318.6	

fig.17 朱雀大路・下つ道発掘調査位置と国土地標

差を生じている。すなわち、千生門と若犬養門間の中心から、朱雀門心は約80cm西に寄っており、朱雀大路側溝中軸からのずれと一致する。すなわち、壬生門、若犬養門は朱雀大路中軸を基準にして東西に振り分けられたものと考えられる。したがって、京の造宮方位は朱雀大路側溝中軸を基準として設定されたとするのが妥当である。

下ツ道 下ツ道の遺構は、平城宮第一・次大極殿南門（平城宮跡第77次調査）、平城宮朱雀門（同第16・17次調査）、六条一坊朱雀大路（昭和48年、奈良市）、稗田・若槻遺跡（昭和55年、奈良県橿原考古学研究所）の各調査で発見されている。これらのうち、大極殿南門の調査では東側溝のみを確認し、他はいずれも両側溝を検出している。

下ツ道の幅員は、側溝巾々間で朱雀門北辺22.8m、六条一坊23.4m、稗田24.3mであり、南に下るほど広くなるが、路肩幅を測ると、それぞれ21.0m、16.9m、16.0mと逆に狭くなっている。これは下流ほど溝幅が広くなるために採られた方法で、この巧妙な地割技法は高度な土木技術を窺わせる。

西側溝の溝幅は、朱雀門北辺2.4m、六条一坊2.75m、稗田3.7m。東側溝の溝幅は、大極殿南門2.3m、朱雀門北辺2.4m、六条一坊11.3m、稗田11.0mである。六条一坊と稗田の東側溝は、その幅や深さ（1.5～2.0m）からみて人工の堀川、運河とみなすべきもので、下ツ道の東に沿って藤原京まで続いているものと考えられる。

この堀川の北端は、六条一坊から朱雀門までの間に右折、または左折しており、左折して旧秋篠川に、右折して佐保川や蘿川の旧流路につながり、それぞれを給水源としていたものと考えられよう。稗田では、下ツ道を斜断する旧河川が検出され、東北方の地蔵院川の分流または本流が稗田で下ツ道の堀川と交叉して給水源となっている。

下ツ道の地割は、東側溝の堀川幅を含む約30m幅の水田として、稗田町から二階堂町まで断続して残され、二階堂から今里にいたる街道を経て、八尾からは南方に直進する寺川・米川が堀川の流路を踏襲している。米川は耳成山の北西で東に折れて、堀川痕跡は途切れるが、堀川はさらに南に延びて飛鳥川に連なるものと思われる。

下ツ道の振れ 発掘遺構によって下ツ道の国土座標系による方位の振れ（北偏西）を求めるとき、稗田～六条一坊間では、西側溝 $0^{\circ}15'16''$ 、東側溝 $0^{\circ}15'20''$ 、中軸線 $0^{\circ}15'18''$ 。六条一坊～朱雀門北辺間では西側溝 $0^{\circ}18'03''$ 、東側溝 $0^{\circ}19'55''$ 、中軸線 $0^{\circ}18'59''$ 。朱雀門北辺～大極殿南門間は東側溝 $0^{\circ}15'39''$ である。

寺川から米川にかけての南北直線流路は約4.8kmの長さに及び、その振れは $0^{\circ}36'22''$ 。この南北流路北端と、稗田の旧堀川を結ぶ直線の振れは $0^{\circ}09'35''$ である。南北流路の振れはやや大きいが、周辺の条里の方位ともほぼ一致して、下ツ道堀川の遺構とみても差支えないと思われる。橿原市八木の下ツ道遺存地割と朱雀門北の下ツ道中軸を結ぶ方位の振れは $0^{\circ}17'25''$ であるから、この振れの平均値を軸として、下ツ道は場所により方位を異にしていたことが分る。

なお、寺川・米川の南北流路の方位が強く振れているのは、東南から北西方への等高

の地勢が影響しているものと思われる。

**朱雀大路と下ツ道** 六条一坊と朱雀門近辺での朱雀大路と下ツ道の中軸線のずれを測ると、下ツ道中軸を基線にして朱雀大路中軸は、六条一坊では西0.85m、朱雀門近辺では東1.6mの位置にあって、両中軸線は朱雀門～六条間で交叉していることが分る。

朱雀門の位置は、前記のように朱雀大路中軸より約80cm西にずれているが、これは下ツ道中軸と朱雀大路中軸とのちょうど中間にあたる。つまり、朱雀門の大路に対する位置のずれは、単なる施工ミスによるものではなく、旧下ツ道の影響を受けたものと考えられ、壬生門、若犬養門が正確に条坊基準線上に設定されているのは、朱雀門よりも着手時期が遅れたためであろう。また、朱雀門内に入りて、第一次朝堂、第一次大極殿南門にいたる宮内道路は下ツ道をそのまま利用したものであり、この道が朱雀門中軸線より西にずれるのもこのような理由に依る。

朱雀大路の造営に際して、下ツ道の堀川は埋立てられ、秋篠川は西に移されて平城京西堀川として再生する。

朱雀門が下ツ道の影響を受けたために、朱雀大路の条坊基準線からはずれたとすれば、下ツ道は、平城京の造営初期には藤原京からの資材運搬用の運河として最大限に利用したことは想像に難くない。とくに宮城の造営を急いだことは記録にもみえ、藤原宮使用殿舎を解体し、平城宮近辺まで運河を利用して移送し、大極殿や朱雀門が完成して、宮城は仮開いのままさらも、一応の体裁を整えて、和銅3年に新都が発足する。

以上の考察は、これまでの数少ない発掘調査資料を基にしてまとめたために、推論の域を出ない点が多くあり、朱雀大路復原計画にあたっての一つの指針を示したにすぎず、今後の調査に期待するところが大きい。

#### 参考文献

1. 『平城京羅城門跡発掘調査報告』(第一次～第三次発掘調査報告)人和郡山市 1972年3月
2. 『平城京の復原保存計画に関する調査研究』奈良市 1972年
3. 『平城京朱雀大路発掘調査報告』奈良市 1974年3月
4. 「南面大垣・朱雀門東一の調査」『昭和56年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』奈良国立文化財研究所 1982年3月
5. 「南面大垣・朱雀門西一の調査」『昭和57年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』

同 上

1983年5月

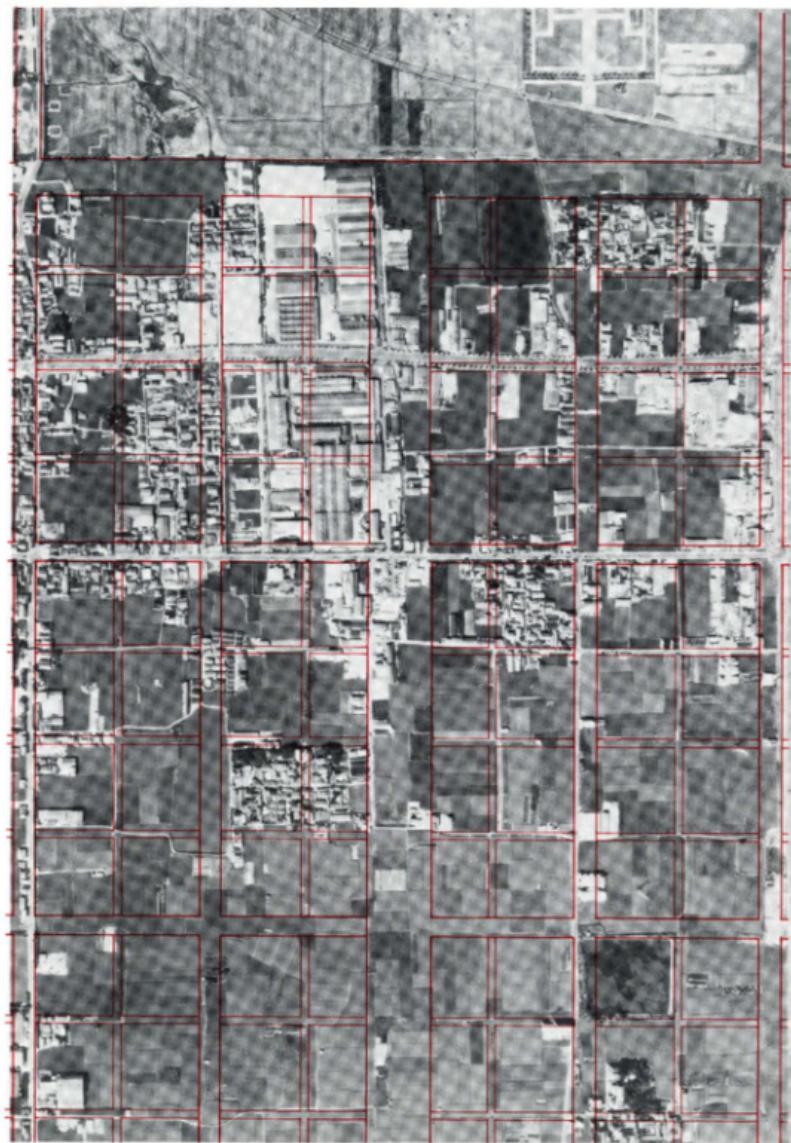


fig.18 朱雀大路航空写真と条坊 1 : 8000 (昭和50年撮影)

## 付編1 朱雀大路関係発掘調査（抄）

### 1. 羅城門周辺の発掘調査 平城京羅城門跡発掘調査報告（大和郡山市1972）

平城京羅城門跡は、大和郡山市の佐保川にかかる来生橋の北側にある。近世郡山城築城の際、佐保川の河道を朱雀大路路面位置につけたために、門の遺構の大部分は佐保川の西側堤防下にある。

本調査は羅城門の遺構および周辺の条坊遺構を把握することを目的とし、1969年に第1次調査（奈良市教育委員会主催）、1970年に第2次調査（大和郡山市教育委員会主催）、1972年に第3次調査（大和郡山市教育委員会主催）を行なった。

調査の経過 第1次調査では、九条大路と羅城の検出を期して佐保川堤防東側の水田地帯に4本の南北トレンチを設定。しかし調査地一帯は佐保川のかっての氾濫による削平を受け、奈良時代の明確な遺構は検出できなかった。

第2次調査では、比較的流れの影響の少ないとみられる佐保川堤防西側を調査した。朱雀・九条両大路にかかるように鉤手状のII-Aトレンチ、羅城門の南端の状況をさぐるためにII-B・Cトレンチ、羅城を含めた京の南端の状況をさぐるためII-Dトレンチを設定した。その結果、朱雀大路西側溝・九条大路北側溝・京の南端の濠などの遺構の残存状況が予想以上によいことが判明した。

そこで第3次調査では、1・2次調査で羅城門遺構の存在が予想できた位置にIIIトレンチを設け、羅城門基壇をはじめ朱雀大路西側溝南延長部・暗渠などを検出し、所期の目的を達した。

**朱雀大路西側築地と九条大路北側築地** 地築地本体は削平され、掘込地業部のみを検出した。掘込地業は幅4.2~4.3m、深さ20~35cm。埋土は一様で版築の痕跡はない。朱雀大路西側築地は、地業内で柱掘形を検出した。1本柱の塗地であろう。この築地の下層で瓦の堆積層と平木を検出し、最低2回の造作をしたことがわかるが、下層の塗地本体の痕跡は不明。両築地の内側一帯で、転落したままの状態で築地の屋根瓦を検出した。

**朱雀大路西側溝と九条大路北側溝** 朱雀大路西側溝は断面逆台形で、幅4m、深さ90cm。東岸にしがらみが残存。埋土は5層あり、最下層から和銅開跡・木飾片・土器片・瓦片が出上し、最上層から主として瓦が出上した。九条大路北側溝は断面逆台形で、幅3m、深さ70cm。埋土は3層あり、いずれも瓦片を含み、最下層から和銅開跡が出上。両大路の各側溝は、朱雀大路では築地掘込地業の東端から4m東、九条大路では築地掘込地業の南端から3m南にある。築地と側溝の間は平坦地で壠地にあたる。九条大路北側溝地の部分に、

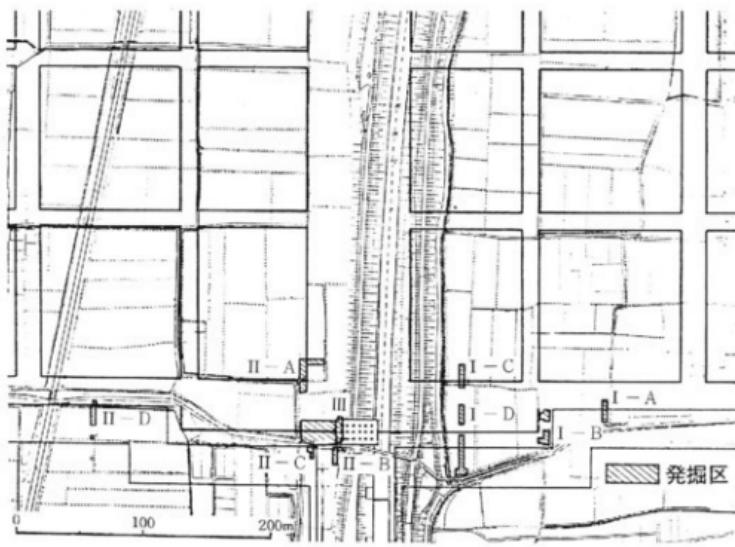


fig.19 羅城門周辺発掘区配図

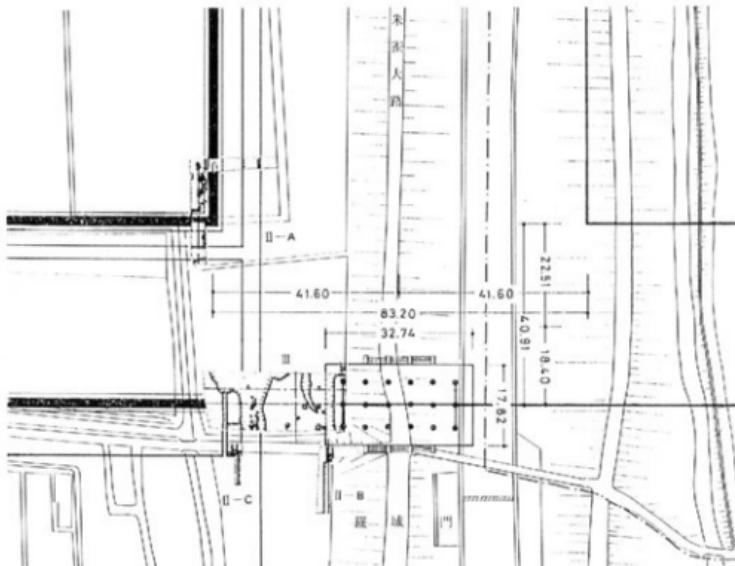


fig.20 羅城門付近条坊復原図

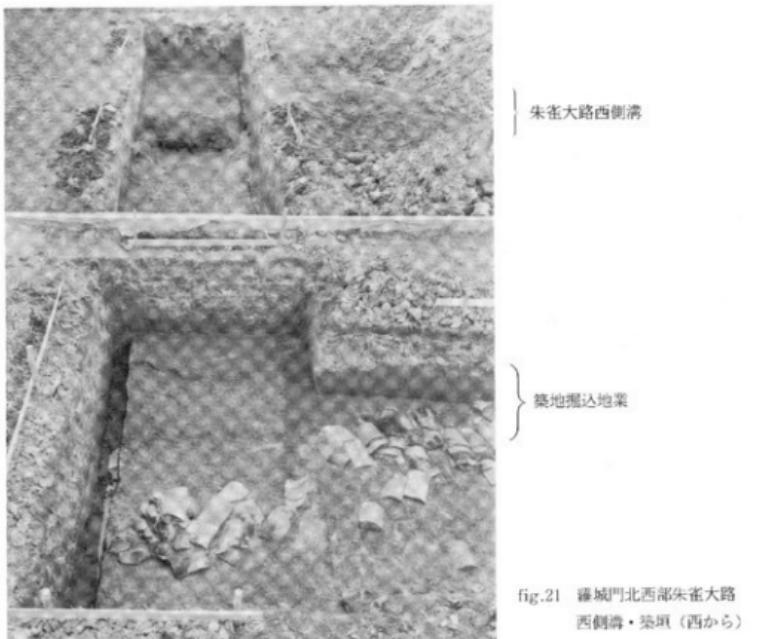


fig.21 羅城門北西部朱雀大路  
西側溝・墓渠（西から）



fig.22 羅城門西方朱雀大路西側溝（南から）

南北方向の暗渠が2条ある。これは朱雀大路西側築地と九条大路北側築地の交叉する入隅部から九条大路北側溝への排水の役割をはたす。

**羅城門** 門の西辺と西北隅部の基壇を検出した。当初の基壇はかなり削平され土壇が高さ約60cm残るが、基礎化粧石や雨落溝は検出できなかった。掘込地業の深さは現状で23cmあり、版築が認められる。掘込地業の端から基壇残存壁までの長さは、西側で約1m、北側で90cmある。礎石の据付穴は調査区外である。基壇南辺よりやや南に段状造構があり、その上面は残存基壇上面より約1m低い。門前の施設の一部と考える。

**西側溝南延長部** 羅城門基壇の掘込地業西端の西方14.5mにある。幅5m(復原幅4m)、深さ80cm。側溝東岸には護岸の石列がある。溝内の遺物には平安時代のものがあり、溝は平安時代まで生きていたと考える。

**暗渠** 朱雀大路西側溝南延長部の西方3.1mの所に幅90cm、深さ40cmの南北溝がある。木樋暗渠の掘形と考える。

**羅城と外濠** 羅城門にとりつく羅城本体の遺構は存在を確認できなかったが、朱雀大路西側溝南延長部東岸の護岸石や暗渠掘形の存在から、東西方向の羅城の存在が推定できる。羅城が築地か土壘状のものは不明。羅城の南側には黒色粘土・暗褐色粘質土の堆積する濠があるが、幅・深さは確認できなかった。

**出土遺物** 遺物は主に朱雀大路西側溝やその南延長部の堆積土から出土した。主なものについて記す。

**土器・土製品** は朱雀大路西側溝から主として出土。奈良時代後半の土師器30点(うち人面堀古土器1点)、須恵器5点、平安時代の瓦質上器4点、奈良時代中頃の上馬1点。

**木製品** は、ほぼ完形を保つ垂木1点が、朱雀大路西側築地内側で出土した。全長(263cm)・太さ(中央部断面6.4×8.0cm)から考えて築地に用いた垂木と考える。

**瓦類** 羅城門付近ではほとんど出土せず、大半は朱雀大路西側築地周辺と朱雀大路西側溝南延長部で出土した。軒瓦の量は少なく、軒丸瓦がJ0型式21点、軒平瓦がJ5型式9点ある。一部を除いて平城宮との同窓瓦であるが、宮内では少量しか出土しない型式(6316・6710・6711)が多い。

**調査の成果** 3次にわたる調査で、羅城門・羅城・朱雀大路・九条大路の配置を統一的にとらえることができた。

① 羅城門の規模については、掘込地業の東西幅が32.74mと推定された。まず九条大路西側築地心から延喜式が記載する平安京朱雀大路の築地心々距離(28丈=83.2m)の2分の1をとり、朱雀大路中軸線を仮定した。次にこの中軸線から掘込地業の西端までの距離(16.37m)を測り2倍して掘込地業東西幅を得た。掘込地業の南北幅は不明。以上の成績をもとに平面形式を復原すると、桁行5間17尺等間、側柱からの基壇の出13尺となる。梁間は2間と推定される。立面は三丁先の縁物を持つ重層入母屋造り瓦葺きと復原できる。根拠は側柱からの基壇の出が13尺と考えられること、付近より瓦が出土することの2点で

ある。

② 朱雀大路の中軸線が国土調査法による第6座標系の方眼北に対してなす角度は、北で西に $0^{\circ}12'40''$ で、この値は平城宮内の造営方位（北で西に8分弱の振れ）よりさらに

4' 強振れが大きい。この値は羅城門位置での朱雀大路中軸と朱雀門中心とを結んだ軸線の国土座標系に対する振れとして算定した。

③ 九条大路の幅は、羅城門より西200mの位置では23mあり推定大路幅8丈に近い。この値は九条大路北側築地心より京南面外濠北岸までの距離として算定した。ただしこの場合、瑞地を伴う築地の余地がとれないで、羅城門にとりつく羅城は門の両脇100mくらいしかなく、このほかは京外から10丈ほどの外濠をへてて直接大路であった可能性がある。九条大路の幅は羅城門周辺では内に広がり、41.4mある。これはほぼ14丈で朱雀大路幅の2分の1にあたる。

④ 羅城門の基壇残丘上面と朱雀門および大極殿基壇上面との比高は、朱雀門が13.6m、大極殿が21mである。

## 2. 朱雀大路の調査 奈文研年報1974、平城京朱雀大路発掘調査報告（奈良市、1974）

1960・70年の平城京保存調査会の調査の結果、朱雀大路が今日の水田畦畔や水路などで地面上に鮮明に追跡でき、路幅が平安京朱雀大路の路幅（築地心々で28丈）に近いことが推測できた。しかし、地割によってわかる路幅がどこからどこまでの距離を示すのか、路面や側溝の状況はどうかなどの点は不明であった。本調査はこの点を明らかにすることを旨とし、1974年に奈良市が実施し、奈良国立文化財研究所が協力した。

調査地は、奈良市柏木町カケコシ182・183・185～189、同市六条町183～185番地にわたる。朱雀大路と六条条間路の交叉点の北側で、羅城門と朱雀門のほぼ中間にあたる。調査の結果、朱雀大路面と東西両側溝を検出し、その位置・規模を確認した。

朱雀大路 少少の削平を受けているが、ほぼ奈良時代の状況をとどめる。確認した路面敷の幅は67.3m。路面は中央部で高く、両端に向って低くなるかまぼこ形を呈し、現状で路肩は中央部より約50cm低い。路面には石・瓦敷等の痕跡はなく地道であった可能性が大きい。

朱雀大路東側溝と西側溝東側溝は幅約4.5m、深さ約1.1mある。素掘りで護岸施設はない。上層の堆積状況からみて水がよく流れていたと考える。西側溝は深さ約1mで、検出最大幅は7.5m。本来の幅は最低3回の変形修復のため不明。西側溝が六条条間路と接する位置で、西岸の下に玉石を数個発見した。朱雀大路と条間路の交叉点における施設と関係するものと考える。

溝に沿って存在したと考えられる築地は、その想定位置に検出できなかったが、東西両側溝の堆積土中に多量の瓦が落ちこんでいたことは、その存在の裏付けになる。

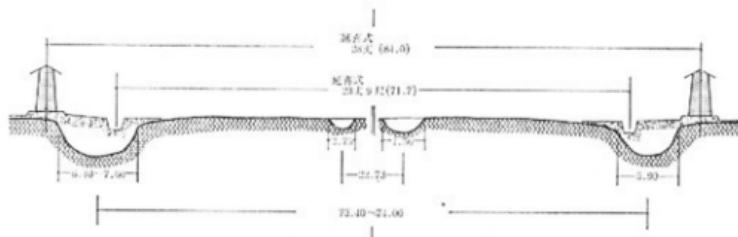


fig.23 朱雀大路横断面模式図



fig.24 昭和48年調査  
朱雀大路東側溝  
(東から)



fig.25 昭和48年調査  
朱雀大路西側溝  
(西から)

右京六条一坊二坪の宅地 左京側では、鉄滓・焼土を含む小土壙を検出し、鍛冶工房のあったことがわかる。柱穴がなく工房の規模は明らかでない。土壙が築地想定位溝上にも存在するため、工房は奈良時代末以降のものと考える。

右京側では奈良時代の顯著な遺構はない。下層の溝状遺構から古墳時代のスキ・キネなどの木製品のほか、土師器・須恵器など多量の遺物が出土した。

下ツ道東・西側溝 朱雀大路路面の下層で検出。東側溝は幅約4.5m、深さ約40cm。西側溝は幅約4m、深さ約20~70cm。両側溝心心距離は約23mで、これは朱雀門北側で確認したものとほぼ一致する。向側溝の中心線は朱雀大路中心線と一致する。溝からは5C前半から7C末頃までの土師器片が出土した。

出土遺物 瓦類は朱雀大路両側溝から集中して出土した。量的には少なく、軒丸瓦が5型式7点、軒平瓦が2型式9点ある。宮内よりも京内で多く出土する型式(6316-6710)が多い点は羅城門周辺の調査成果と同じである。

土器類は、朱雀大路側溝からは少量しか出土せず、土師器・須恵器・綠釉陶器・模型カマド形土器がある。下ツ道側溝からは土師器・須恵器が出土した。右京六条一坊二坪で検出した古墳時代の溝から多量の土器が出土し、3層の堆積土のうち上層では土師器・須恵器、中・下層では土師器のみが出土した。中・下層のものは布留式の好資料である。

本製品は右京六条一坊二坪の古墳時代溝の中・下層から多く出土。原形を留めるものは下層に集中し、スキ3点、キネ・クリ

形木製品・部材・えぐりのある木製品が各1点ある。そのほか朱雀大路東側溝東方の鍛冶工房跡から、萬年通宝・神功開宝・鎧型が出土。

調査の成果 朱雀大路の路面幅は67.3m、両側溝心々距離は73.4~74.0m。大路に面した築地の痕跡は確認できなかったが、羅城門の調査で検出した右京九条一坊の東を画す築地の位置・規模から考えて、築地心々距離は約90m(30丈)と推定でき、延喜式が記す平安京朱雀大路の築地間距離28丈よりも広くなる。

朱雀大路が国土調査法による第6座標系の方眼北に対してなす角度は、今回の調査による大路中心座標と朱雀門心を結ぶ線、および今回検出した朱雀

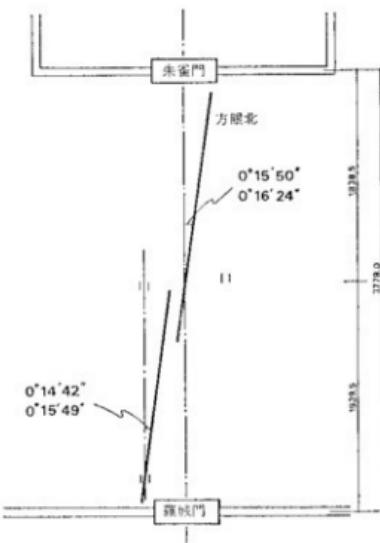


fig.26 朱雀大路中軸線方位概念図

大路西側溝心と右京九条一坊で検出した同西側溝心を結ぶ線が、それぞれ方眼北に対してなす角度を単純平均した数値、北で西へ $0^{\circ}15'41''$ と捉えられる。なお、この数値は以後の平城京内調査の際に基準方位として用いている。

### 3. 南面大垣の調査（第130・143次） 奈文研概報1981・1982

奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部は、朱雀門両脇の南面大垣の復原整備に先立つ調査を、朱雀門東側（第130次・1981年）、同西側（第143次・1982年）の2回に分けて行った。大垣に関する資料の集積、遺構の遺存状況の把握と、朱雀門付近の条坊遺構の確認を目的とした。ここでは、調査成果のうち大路に関するものについて記す。

**二条大路北側溝** 素掘りの溝で、南面大垣中心との心々距離は12mある。朱雀大路を横断し、その部分だけ幅が狭い。規模は、朱雀大路東側溝以東では幅3.5m、深さ20~40cm、朱雀大路西側溝以西では幅3.4m、深さ60cm、朱雀大路を横断する部分では幅1.6m、深さ30cmである。朱雀大路を横断する部分のみ埋土が他の部分と異なり、埋めもどしの時期が違うと考える。

**朱雀大路側溝** 東西両側溝ともに二条大路を横断し、二条大路北側溝にとりつく。東側溝は幅3.2m、深さ40cmある。西側溝は当初幅2.5m、深さ40cmの素掘り溝で、のちに東岸を杭と細杭のしがらみで護岸する。しがらみと岸の間には大量の瓦をつめこんで裏込めとする。

**朱雀大路路幅** 2回の調査で検出した朱雀大路両側溝の心々距離は73.80mで、この数値は柏木町・六条町での調査成果73.4~74.0mとはほぼ等しい。

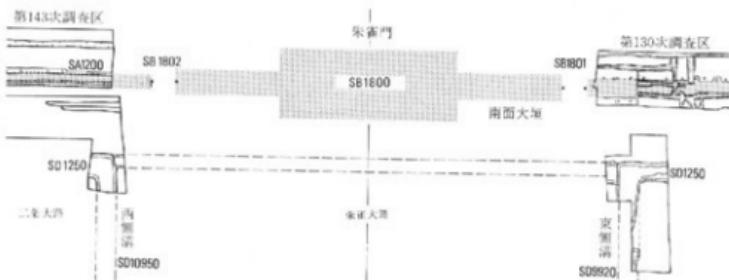


fig.27 平城宮第130・143次調査遺構図

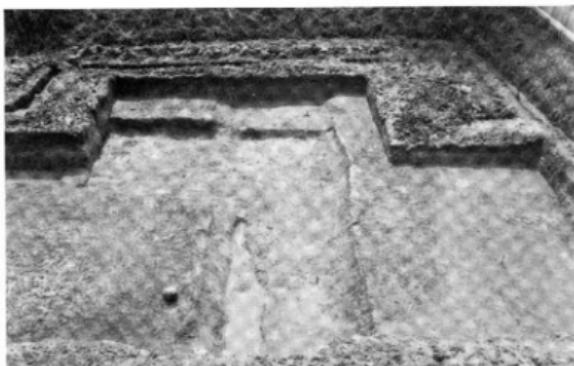


fig.28 平城宮跡  
第130次調査  
(東から)



fig.29 平城宮跡  
第130次調査  
(北から)

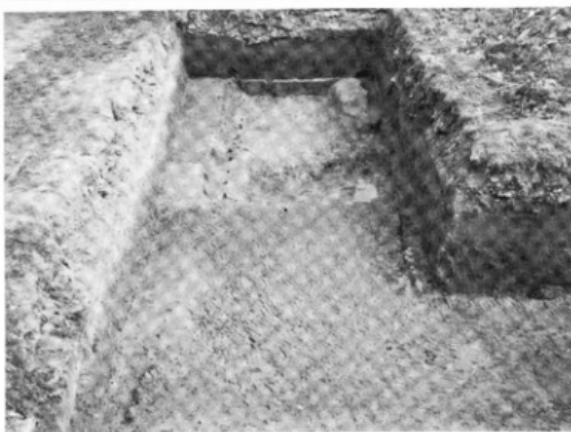


fig.30 平城宮跡  
第143次調査  
(北から)

苑。晰委慈子采祐。賈。香得。価。如。涅槃經說。母慈

子因自生。梵天者。其斯謂之矣。斯奇異之事矣。

郡の朱雀路

△大日本古文書四一五二〇頁

十市郡司解 中立充質地券事

合地貳区 在立充質地券

一区地參段 在板倉宣宇板尾參字  
西原生善跡 南原善跡野口分地  
北中村善跡中村善跡

東大寺の朱 47 天平十六年（七四四）十二月丙申條 △続日本紀▽

雀路 度一百人。此夜於金鑑寺及朱雀路燃燈一万坏。

48 天平宝字四年（七六〇）三月九日造南寺所解

△大日本古文書四一四一頁▽

造南寺所解。申請奉写仏頂經用度物事

請

紙十四張  
一張墨料 一張墨料

金白六十文

卅文買筆一箇直廿文買半廷直

百文絹飾布施料

布清衣一領  
一腰絲綢料

香二兩小

右。當東大寺南朱雀路塙平。為墓鬼靈、奉写仏頂經一卷  
用度料。所請如件。以解。

天平宝字四年三月九日舍人玉手道足

史生麻柄全方呂

大和國十市 49 天平宝字五年（七六一）大和國池上鄉原地壳買券

右。右京五條二坊戸主正八位上車持朝臣看足戸口從  
五位下車持朝臣仲智祐地者。  
以前。得廣長等辟狀傳。絕上件地常根活與東大寺布施屋  
地已訖。望請。依式欲立券文者。郡矣勘問得火。依勒佔

買兩人署名。立券如件。以解。

天平宝字五年十一月廿七日

（署名）

（略）

庶令路傍無委枉之鬼。天下多終命之人者。被

中納言從三位藤原朝臣寵主宣傳。奉勅。宣早下知

令。加禁制。如不遵改。猶致追犯者。五位已上注

名申送。六位已下。不論。處置。決杖一百。臺及職國

知而不糺。及條令坊長郡司職保相隱不告。並与同罪。

自今以後。永加禁斷。仍榜示要路。分明告知。

弘仁四年六月一日

庶令路傍無委枉之鬼。天下多終命之人者。被

中納言從三位藤原朝臣寵主宣傳。奉勅。宣早下知

令。加禁制。如不遵改。猶致追犯者。五位已上注

名申送。六位已下。不論。處置。決杖一百。臺及職國

知而不糺。及條令坊長郡司職保相隱不告。並与同罪。

自今以後。永加禁斷。仍榜示要路。分明告知。

自垣半<sup>一尺五寸</sup>溝邊各一丈八尺  
行道<sup>一尺五寸</sup>大

兩溝間廿三丈四尺

(後略)

朱雀大路の

有狼走朱雀道為人所殺。

庶令路傍無委枉之鬼。天下多終命之人者。被

中納言從三位藤原朝臣寵主宣傳。奉勅。宣早下知

令。加禁制。如不遵改。猶致追犯者。五位已上注

名申送。六位已下。不論。處置。決杖一百。臺及職國

知而不糺。及條令坊長郡司職保相隱不告。並与同罪。

自今以後。永加禁斷。仍榜示要路。分明告知。

庶令路傍無委枉之鬼。天下多終命之人者。被

中納言從三位藤原朝臣寵主宣傳。奉勅。宣早下知

令。加禁制。如不遵改。猶致追犯者。五位已上注

名申送。六位已下。不論。處置。決杖一百。臺及職國

知而不糺。及條令坊長郡司職保相隱不告。並与同罪。

寄身葬。宅門若為處分。勅。亡者宅門不レ在<sup>レ</sup>在<sup>レ</sup>建例。

34 白銀十二年（八七〇）十二月二十五日壬寅條  
△三代実録▽

又三位已上及四位參議家門。聽<sup>レ</sup>建<sup>レ</sup>大路。薨卒之後。

子孫居住者亦聽<sup>レ</sup>之。

35 「延喜式」左右京職式大路門屋条

凡大路建<sup>レ</sup>門屋<sup>レ</sup>者。三位已上。及參議聽<sup>レ</sup>之。雖<sup>レ</sup>身葬  
卒<sup>レ</sup>。子孫居住之間亦聽<sup>レ</sup>。自餘除<sup>レ</sup>非<sup>レ</sup>門屋<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>在<sup>レ</sup>制  
限<sup>レ</sup>。其城坊垣不<sup>レ</sup>聽<sup>レ</sup>開。

36 「延喜式」彈正臺式

凡二位以上。聽<sup>レ</sup>建<sup>レ</sup>門屋<sup>レ</sup>於大路。四位參議准<sup>レ</sup>此。其  
聽<sup>レ</sup>建<sup>レ</sup>之人。雖<sup>レ</sup>身葬卒<sup>レ</sup>。子孫居住之間亦聽<sup>レ</sup>。自餘除<sup>レ</sup>  
非<sup>レ</sup>門屋<sup>レ</sup>。不<sup>レ</sup>在<sup>レ</sup>制限<sup>レ</sup>。其坊城垣不<sup>レ</sup>聽<sup>レ</sup>開。

馬牛放飼の  
禁制

37 「延喜式」左右京職式朱雀馬牛条  
凡朱雀大路放飼馬牛。繁尤<sup>レ</sup>職中雜事<sup>レ</sup>。隨<sup>レ</sup>其主來<sup>レ</sup>。即  
加<sup>レ</sup>決罰<sup>レ</sup>放免。

臺白銀四年三月八日官符八29▽参照。

垣下騎乘の  
禁制  
38 延歷十二年（八〇三）十一月「卯茶ノ類聚國史」  
勅。今聞。騎乘之輩。不<sup>レ</sup>由<sup>レ</sup>道路<sup>レ</sup>。好就<sup>レ</sup>垣下<sup>レ</sup>。其地

易<sup>レ</sup>崩<sup>レ</sup>。徒步有<sup>レ</sup>妨<sup>レ</sup>。墮<sup>レ</sup>天景處<sup>レ</sup>。良合<sup>レ</sup>懲處<sup>レ</sup>。然則必  
禁<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>禁<sup>レ</sup>。怠在<sup>レ</sup>所由<sup>レ</sup>。自今而後。左右兩職。嚴加<sup>レ</sup>提  
搦<sup>レ</sup>。兼榜<sup>レ</sup>街巷。勿<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>更然。

39 「延喜式」左右京職式垣下条

凡騎馬之輩。不<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>輒就<sup>レ</sup>垣下<sup>レ</sup>。往還<sup>レ</sup>。

40 宝龜十一年（七八〇）十二月十四日勅△類聚二代格▽

禁斷京中街路祭祀事

勅。比來無知百姓構<sup>レ</sup>合巫祝<sup>レ</sup>。妄崇<sup>レ</sup>淫祀<sup>レ</sup>。苦狗之設符  
書之類。自方作<sup>レ</sup>忙<sup>レ</sup>。墳<sup>レ</sup>溢<sup>レ</sup>街路<sup>レ</sup>。託<sup>レ</sup>事求福<sup>レ</sup>。通涉<sup>レ</sup>

厭<sup>レ</sup>魅<sup>レ</sup>。非<sup>レ</sup>唯不<sup>レ</sup>畏<sup>レ</sup>朝憲<sup>レ</sup>。誠亦長養<sup>レ</sup>妖妄<sup>レ</sup>。自今以後。  
宣<sup>レ</sup>嚴禁<sup>レ</sup>。如有<sup>レ</sup>違犯<sup>レ</sup>者。五位已上錄<sup>レ</sup>名奏聞<sup>レ</sup>。六  
位已下所司科決<sup>レ</sup>。但有<sup>レ</sup>忠善祀者宣<sup>レ</sup>於<sup>レ</sup>京外<sup>レ</sup>祓除<sup>レ</sup>。  
宝龜十一年十二月十四日

病人・小兒  
出産の禁制

41 弘仁四年（八一三）六月一日官符△類聚三代格▽  
太政官符

心<sup>レ</sup>禁<sup>レ</sup>断京畿百姓出<sup>レ</sup>棄病人<sup>レ</sup>事

右石大臣奏稱。念<sup>レ</sup>舊制<sup>レ</sup>。勞醫哲遺訓<sup>レ</sup>。重<sup>レ</sup>生愛<sup>レ</sup>命貴<sup>レ</sup>。  
賤無殊<sup>レ</sup>。今天下之人各有<sup>レ</sup>僕隸<sup>レ</sup>。平生之日既役<sup>レ</sup>其身<sup>レ</sup>。  
病患之時即出<sup>レ</sup>路迎<sup>レ</sup>。無<sup>レ</sup>人看養<sup>レ</sup>。遂致<sup>レ</sup>餓死<sup>レ</sup>。此之  
為<sup>レ</sup>幣不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>勝言<sup>レ</sup>。伏望<sup>レ</sup>仰<sup>レ</sup>告京畿早從<sup>レ</sup>停止<sup>レ</sup>。

審有<sup>レ</sup>理。謹請<sup>レ</sup>官裁<sup>者</sup>。右大臣宣。奉<sup>レ</sup>勅。施<sup>レ</sup>制之義取<sup>於</sup>過<sup>時</sup>。立<sup>レ</sup>云之規費<sup>於</sup>便<sup>物</sup>。若確<sup>人</sup>殊<sup>法</sup>。政非<sup>平</sup>均。則少奪<sup>多</sup>。事涉<sup>苟</sup>峻<sup>。宜</sup>當家之人不<sup>論</sup>貴賤<sup>。准</sup>其捐品<sup>合</sup>輸<sup>折</sup>物<sup>。一</sup>年之内不<sup>得</sup>輸<sup>究</sup>。五位已上及主典已上同准<sup>損</sup>物<sup>。折</sup>留位<sup>禄</sup>并季祿<sup>。史生已下雜色之輩隨</sup>狀科處<sup>。自外</sup>依<sup>レ</sup>請<sup>。</sup>

齊衡二年九月十九日

#### 坊門の守衛

#### 28 「令義解」宮衛令分衛條

凡京路。分<sup>レ</sup>街立<sup>舖</sup>。西<sup>ノ</sup>東<sup>ノ</sup>南<sup>ノ</sup>北<sup>ノ</sup>近<sup>ノ</sup>街<sup>。</sup> 衛府持<sup>レ</sup>時行夜。夜戒<sup>。街<sup>ノ</sup>通<sup>。</sup>其聲絕禁<sup>レ</sup>行。曉戒<sup>。聲動聽<sup>。</sup>行。若公使<sup>及</sup>有<sup>レ</sup>婚嫁喪葬。須<sup>レ</sup>相告赴。求<sup>レ</sup>訪医藥者。勘問。明知<sup>有<sup>レ</sup>實放過。非<sup>此</sup>色人<sup>犯</sup>夜者。衛府當日決放<sup>。有<sup>レ</sup>通<sup>。</sup>行<sup>。</sup>平安<sup>。</sup>是<sup>為</sup>空日也<sup>。</sup> 忙<sup>レ</sup>贖<sup>。及餘犯者。送<sup>レ</sup>所司。</sup></sup></sup></sup></sup>

#### 行夜巡檢

#### 30 「延喜式」左右京職式宮城守衛條

凡宮城邊<sup>里</sup>。便立<sup>舖</sup>。兵士什人。為<sup>レ</sup>番守衛。其功食以<sup>精</sup>錢<sup>充</sup>。

#### 31 承和八年(八四二)正月乙酉条

▲続日本後記▽  
左右兵衛府言。據<sup>レ</sup>旧例。夜行御馬。本寧飼丁。控<sup>レ</sup>持朱雀門下。待<sup>レ</sup>時乘騎。巡檢城中。而去弘仁年中被<sup>配</sup>此府。其後所<sup>レ</sup>行御馬。隨<sup>レ</sup>死請替。請替之間。徒經<sup>レ</sup>數日。望請。依<sup>レ</sup>旧例。復<sup>レ</sup>本寧者。許<sup>レ</sup>之。

32 貞觀九年(八六七)二月二十七日乙酉条<sup>△</sup>三代実錄▽  
勅。左右近衛。左右兵衛。分<sup>レ</sup>結四番。夜行<sup>。</sup>京内<sup>。</sup>賜<sup>。</sup>左右馬廄未<sup>レ</sup>調御馬<sup>。</sup>而騎焉。

#### 三 京路における禁制

#### 33 天平三年(七三一)九月戊申条

▲統日本紀▽  
規制  
左右京職言。三位已上宅門。建<sup>レ</sup>於人路。先已聽許。未

之圍。夜為<sup>レ</sup>盜賊之淵府。望請。每<sup>レ</sup>坊門<sup>置</sup>兵士十二人。上下分番互加<sup>レ</sup>掌護。即使令<sup>レ</sup>夜行之兵衛每夜巡檢兵士之直否。然則柳樹之條自無<sup>レ</sup>摧折。行道之人方兒<sup>役奪</sup>者。右大臣宣。依<sup>レ</sup>請。右京職准<sup>レ</sup>此。

貞觀四年二月八日

禄。四位五位錄名奏聞者。而起請之後。曾無遵行。

准之法條。實是同罪。望請。同亦移省貶辱職史考

祿者依請者。今檢案內。京中數五百八十餘町。積

梁三百七十餘處。雖勤修造。道橋多數。往還不

絕。不能無損。年中巡檢十有二度。每度貶奪。徒

有傳祿之名。曾尤三代耕之賞。職吏之患無甚於斯。

望請。停奪考祿。依法贖銅者。所請可從。何

者掃清當路。於人非難。意而不掃。過在當處。

理須重責其人。職司為政。京國相兼。所掌多

事。周拂豫堪。而以道橋之一失奪。一年之考祿。

賞罰之理。良近偏頗。宜依請贖銅。

(中略)

以前大納言正三位兼行右近衛大將良家朝臣安世宣。奉

勅。宜依件行之。

天長五年十一月十六日

26 「延喜式」左右京畿式造橋料案

凡每年出「學造」橋料錢二百貫。取其盈利隨事充  
用。官人遷替依數付領。

27 齊衡二年（八五五）九月十九日官符／類舉三代格／  
太政官符

忠修理坊城非理之損事

右得宮内省解稱。木工察解稱。檢案內。太政官去  
仁寿二年六月七日下。左右京職符稱。木工察解稱。省  
去三月廿五日符稱。太政官今月廿日符稱。右大臣曰。奉  
勅。停修理左右坊城使。隸木工寮。宜官物一事。  
已上受領者。察依符旨。受領既訖。謹案。太政官去  
天長四年六月廿三日下。左右京職符稱。中納言兼左近  
衛大將從三位行民部卿清原真人夏野宣。件坊城依金破  
損使散位從五位下伴宿御嗣枝等勘定。無損之處具付  
京職。修理功半之處職更換領。付畢之後。修理之物。即  
勘錄移送使司。若非理濫損。令職修之者。而職  
不遵行。濫損者多。望請。重復下知依舊合據領  
之。謹請。官裁者。右大臣宣。不。慎。符旨。怠在  
職史。且。加。下。責。莫。令。更。然。者。謹案。此符。  
須。理。橋。之。本。工。修。理。非。理。之。損。京。職。修。造。而。今。不。論。  
職史一人必令追從。修理畢物。即令勘知。其後破損論  
如前格。凡厥坊城上凡有。內有。外。令。非。理。之。損。總  
委。京。職。恐。一。司。之。力。難。堪。修。造。復。請。外。則。准。據。先  
格。令。京。職。修。內。則。施。行。新。制。令。當。家。造。當。家。之  
人。若。不。遵。行。五。位。已。上。要。當。年。位。祿。主。典。口。上。奪。一  
年。李。祿。史。生。已。下。准。色。之。輩。准。其。破。品。令。輸。折。物。  
然。則。坊。城。全。固。永。不。破。損。造。作。總。繫。半。從。減。省。者。據



檢京條。若二度之內猶不遵勸。職直移。式兵一省貶

考奪祿。自餘皆依前格行之。又承前之例。彈正

每月巡檢京中。今每三月旬職廳巡督。臺職之巡

事假繁促。仍須令彈止季別一巡察。謹請官者。

右大臣宣。奉勅。職移二省貶奪祿并每旬一

度巡檢並依請。但科責諸司准。彈止巡檢宮中諸

司之法。右京職亦准此。又彈正者糾彈之官。威嚴之

職。若待季巡檢。人情懈怠。宜隔月一度必令巡督。

貞觀七年十一月四日

18 齊衡二年（八五五）九月十九日官符△渠聚二代格△

太政官符

處令當處編作溝渠事

15 「延喜式」左右京畿式京路掃除條。

凡京路皆令當家每月掃除。其彈正巡檢之日。官人一人。

史生一人。將坊舍坊長兵士等。祇承。西門八月七月十五日

通計西寺唯此

16 「延喜式」彈正樂式

凡京中始以下每月巡察。勘彈非違。東西市井道並水井及

頃年水潦頻至。溝流失路。緣渠之家屢被沒害。行

過之人常苦泥塗。京中之煩莫大於斯。宜鄭重下

知旱令修作。仍須仰當司當家務令。堰作。其廣

者依邊舊制勿為闊狹。其深者決通流水。令

得濱疾。其大路堤堰多功者。職家勞力相共補作。

當處无人者。職司專為修作勿致空累。又穿垣

引水堙流浸途者。去弘仁六年一月九日立格既畢。

司并諸家相除當路。又置樞通水。勿露污穢。

又修令。坊長等。依每旬巡檢催督。若不從。此

制諸家司并内外典以上。移式部兵部。貶者每

種。四位五位錄名奏聞。無品親王家及所院家。以

其別當官准請家司。亦移省貶奪。其雜色番上以下。

不論蕃贍。決否。

京路清掃については天長五年十一月十六日、同九年

十月二十九日、貞觀七年十一月四日、同九年十一月、「十九日官符△渠聚二代格△、「延喜式」左右京

職式冠使員等條△19△なども参照。

通水。如有<sub>レ</sub>符後日不從制旨。諸家司并内外主典<sub>レ</sub>上貶考奪<sub>レ</sub>祿。四位五位事業及雜色番上已下。不論<sub>レ</sub>廢職。當處馬上而決<sub>レ</sub>者五十<sub>レ</sub>者。今有<sub>レ</sub>壅沒之禁<sub>レ</sub>。無<sub>レ</sub>清擇之制。仍須自今以後。如此之類。諸家司并内外主典已上。移<sub>レ</sub>式部兵部。一同<sub>レ</sub>前符<sub>レ</sub>貶<sub>レ</sub>考奪<sub>レ</sub>祿。四位五位錄<sub>レ</sub>名奏聞。无<sub>レ</sub>品觀王家及所々院家。以<sub>レ</sub>其別當官准<sub>レ</sub>諸家司亦移<sub>レ</sub>省貶奪。其雜色番上以下。不論<sub>レ</sub>壅讀<sub>レ</sub>決<sub>レ</sub>者同<sub>レ</sub>前符<sub>レ</sub>。又六位以下官人馬上勘<sub>レ</sub>當之<sub>レ</sub>者。依<sub>レ</sub>請。

弘<sub>レ</sub>十年十一月五日

14 直<sub>レ</sub>七年（八六五）十一月四日官符<sub>レ</sub>類聚二代格<sub>レ</sub>▼

太政官符  
心<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>清<sub>レ</sub>揚道路溝洫<sub>レ</sub>并舉<sub>レ</sub>水浸<sub>レ</sub>途之責而職直<sub>レ</sub>事。  
移<sub>レ</sub>式兵<sub>レ</sub>一省<sub>レ</sub>貶<sub>レ</sub>考奪<sub>レ</sub>祿。亦彈正臺隔月巡<sub>レ</sub>檢京中<sub>レ</sub>

右得<sub>レ</sub>左京職解<sub>レ</sub>備。謹案<sub>レ</sub>弘<sub>レ</sub>十年十一月五日格<sub>レ</sub>備。  
太政官弘<sub>レ</sub>六年一月九日下<sub>レ</sub>三兩職<sub>レ</sub>符<sub>レ</sub>備。右大臣宣<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>勅<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>聞。頃者京中諸司諸家<sub>レ</sub>或穿<sub>レ</sub>垣引<sub>レ</sub>水。或壅<sub>レ</sub>水浸<sub>レ</sub>途。宜<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>所司<sub>レ</sub>威<sub>レ</sub>備。修營<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>責<sub>レ</sub>引<sub>レ</sub>流<sub>レ</sub>水於家内<sub>レ</sub>。唯禁<sub>レ</sub>露<sub>レ</sub>污穢<sub>レ</sub>於堵外<sub>レ</sub>。仍須<sub>レ</sub>每<sub>レ</sub>賣置<sub>レ</sub>樋<sub>レ</sub>通<sub>レ</sub>水。如有<sub>レ</sub>符後日不<sub>レ</sub>從<sub>レ</sub>制旨。諸司諸家并内外主典<sub>レ</sub>上貶考奪<sub>レ</sub>祿。四位五位事業及雜色番上已下。

下<sub>レ</sub>論<sub>レ</sub>壅讀<sub>レ</sub>決<sub>レ</sub>者五十<sub>レ</sub>者。今有<sub>レ</sub>壅沒之禁<sub>レ</sub>。无<sub>レ</sub>清擇之制。仍須自今以後。如此之類。諸司諸家并内外主典已上移<sub>レ</sub>式部兵部。一同<sub>レ</sub>前符<sub>レ</sub>貶<sub>レ</sub>考奪<sub>レ</sub>祿。四位五位錄<sub>レ</sub>名奏聞。无<sub>レ</sub>品觀王家及所々院家。以<sub>レ</sub>其別當官准<sub>レ</sub>諸家司亦移<sub>レ</sub>省貶奪。其雜色番上以下不論<sub>レ</sub>壅讀<sub>レ</sub>決<sub>レ</sub>者同<sub>レ</sub>前符<sub>レ</sub>。又云。職家巡檢之日。馬上勘<sub>レ</sub>六位以下官人。又天長九年十一月廿八日格<sub>レ</sub>備。夫不<sub>レ</sub>掃清<sub>レ</sub>怠須<sub>レ</sub>責<sub>レ</sub>過<sub>レ</sub>狀。然後移<sub>レ</sub>兩省令<sub>レ</sub>貶<sub>レ</sub>奪<sub>レ</sub>之。如<sub>レ</sub>聞。為<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>進<sub>レ</sub>過<sub>レ</sub>狀。職遣<sub>レ</sub>使喚<sub>レ</sub>之。而或罵<sub>レ</sub>使不<sub>レ</sub>忘。或稱<sub>レ</sub>故不<sub>レ</sub>參。有勢之家尤是難<sub>レ</sub>制。徒設<sub>レ</sub>科條<sub>レ</sub>曾无<sub>レ</sub>遵行。今須<sub>レ</sub>諸司諸家及内外主典已上。彈正巡檢之日。有<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>掃清<sub>レ</sub>臺職共錄<sub>レ</sub>之。至<sub>レ</sub>于十二度<sub>レ</sub>猶不<sub>レ</sub>勤。不<sub>レ</sub>煩責<sub>レ</sub>過<sub>レ</sub>狀。臺直移<sub>レ</sub>兩省令<sub>レ</sub>貶<sub>レ</sub>奪<sub>レ</sub>之。然則職絕<sub>レ</sub>追召之煩。人无<sub>レ</sub>怠慢之情。諸院諸家以<sub>レ</sub>其別當官准<sub>レ</sub>諸家司亦同<sub>レ</sub>之。自餘依<sub>レ</sub>先符<sub>レ</sub>者。右大臣宣<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>勅<sub>レ</sub>依<sub>レ</sub>請。須<sub>レ</sub>依<sub>レ</sub>件格<sub>レ</sub>巡<sub>レ</sub>督京内<sub>レ</sub>。而既往職忽<sub>レ</sub>格<sub>レ</sub>旨。曾无<sub>レ</sub>巡檢<sub>レ</sub>彈正巡檢之日。前擊咎承遷被勅當。恒處<sub>レ</sub>職銅。道路無<sub>レ</sub>穢。溝洫無<sub>レ</sub>塞。職此之由。但據<sub>レ</sub>案內<sub>レ</sub>弘仁之格。職移<sub>レ</sub>一省令<sub>レ</sub>貶<sub>レ</sub>奪<sub>レ</sub>之。天長之符停<sub>レ</sub>止職移<sub>レ</sub>臺直移<sub>レ</sub>省。凡京地之官統<sub>レ</sub>攝京戶<sub>レ</sub>宮城之外。京畿之裏。皆是重濬之部也。職吏巡路具錄<sub>レ</sub>犯過<sub>レ</sub>。便移<sub>レ</sub>兩省令<sub>レ</sub>貶<sub>レ</sub>奪<sub>レ</sub>之。職有<sub>レ</sub>威嚴<sub>レ</sub>事合<sub>レ</sub>隱便<sub>レ</sub>。望請。自今以後。職吏每<sub>レ</sub>旬一度巡<sub>レ</sub>— iii —

外從五位下鳩木史真。機巧之思。頗超群匠。欲備  
辯兵。自製新弩。續令四面可射。砲軒易發。是日  
大臣以下執政於朱雀門。召集諸衛府。以新弩試  
射之。向南而發。唯聞機發之声。不視矢去之影。  
亦其矢所止不得知。

## 雨乞

5 大平十九年（七四七）六月乙未条 △続日本紀▽  
於羅城門等。

6 承和六年（八三九）六月乙卯条

△続日本後紀▽

7 紫雲市人於朱雀路中合等。

羅城門での  
新羅使入京道。從六位下布勢朝臣入。正七位上大野朝臣  
蕃客の迎接。

8 唐大和上東征伝

（天平勝宝六年（七四五）二月）四日（鑑真大和上）入  
京。勅遣正四位下安宿主。五日於羅城門外。迎拜慰  
勞。引入東大寺。安置。

9 宝龜十年（七七九）四月庚子条 △続日本紀▽  
唐客入京。將軍等率騎兵一百。蝦夷廿人。迎接於

京城門外三橋。 般若心經の  
詠诵。延僧四口於神泉苑。誦般若心經。又僧六口七條大路  
衢。分配朱雀道東西。朝夕一時誦般若心經。夜令三  
佐比寺僧惠照。修役神祭。以防災疫。（下略） 10 直觀七年（八六五）五月十三日癸巳条△三代史錄▽  
官人へ賜物

11 直觀十年（八六八）十一月七日丙寅条△三代史錄▽  
是日。於朱雀門前。召集京邑貧人。賜物有差。

12 貞觀十年（八六八）十一月廿二日辛巳条△三代史錄▽  
太白太后詔六十僧於東京宮。薰修講經。公京師  
貧窮者於朱雀大路。賜物各有差。后春秋始滿六十。  
質以修善。

## 二 京路の維持管理

道路の清掃 13 弘仁十年（八一九）十一月五日官符△類聚一代格▽

太政官符

應。令。在。宮。外。諸。司。諸。家。掃。清。當。路。事。

右太政官弘仁六年十一月九日下。兩載符稱。右大臣宣奉  
勅如聞。頃者京中諸司諸家。或穿垣引水。或喰  
水浸土途。宜仰。所司。咸。伴。修。當。不。レ。責。レ。引。流  
水於家内。唯禁露。汀。穢。於。壇。外。仍須。每。資。渾。桶

## 元日の大儀

### 一 朱雀大路の利用

1 和銅三年（七一〇）正月壬子朔条 △続日本紀▽  
天皇御大極殿受朝。集人蠻夷等亦在列。左將軍  
正五位上大伴宿禰旅人。副將軍從五位下穗積朝臣老。右  
將軍正五位下佐伯宿禰石湯。副將軍從五位下小野朝臣馬  
義等。於三皇城門外朱雀路東西分頭陣列騎兵。引  
隼人蠻夷等而進。

### 例言

- 1 朱雀大路と関連する朱雀門・羅城門に関する史料。さらに京路一  
般に関する諸法令を集成した。
- 2 平城京に限らず、平安京に関する史料も収載した。
- 3 史料は内容によって大きく四つに分類し、各類の中でも内容的に  
関連するものを類聚した。五には参考として、京以外の朱雀路の史  
料を掲げた。

### 朱雀門前の歌道

- 2 雷鳴元年（七一五）正月甲申朔条 △続日本紀▽  
天皇御大極殿受朝。皇太子始加礼服。拜朝。  
陸奥山羽豐夷。并南船奄美。夜久。度感。信賞。球美等  
來朝。各貢三方物。其儀朱雀門左右陳列鼓吹騎兵。元  
会之日。用算鼓。自是始矣。
- 3 天平六年（七二四）二月癸巳朔条 △続日本紀▽  
天皇御朱雀門覽歌坦。男女三百余人。五品已上  
有風流一首。皆交雜其中。正四位下長州王。從四位  
下栗柄王。門部王。從五位下野中王等為頭。以木木  
唱和。為難波曲倭部曲淺茅原曲広瀬曲八裳刺曲之音。  
令都中士女縱觀。極歡而罷。賜奉歌坦。男女等  
祿。有差。

### 新嘗の試射

- 4 承知二年（八二五）九月乙卯条

### △続日本後紀▽

平城京朱雀大路発掘調査報告－昭和57年度－

---

昭和58年3月25日 印刷  
昭和58年3月31日 発行

発行 奈良国立文化財研究所

奈良市三条町2丁目9番1号  
TEL (0742)34-3931(代)

印刷 共同精版印刷株式会社

奈良市三条大路2丁目2番6号

---

